

小西参議院議員の御発言等

(目 次)

- 1 平成30年4月17日参議院外交防衛委員会
会議録（未定稿）（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 幹部自衛官から「お前は国民の敵だ！」と暴言を浴びせられた
夜を現場で再現取材！～「かつてこの場所で『国民の敵』と軍人が
叫びながら政治家を暗殺していった!!」～民進党・小西洋之参議院
議員が訴え！ 2018. 4. 20
出典：インディペンデント・ウェブ・ジャーナル（略称：IWJ）
掲載の動画<<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/418915>>
の文字起こし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 幹部自衛官「国民の敵」発言の組織的隠ぺいについて
（民進党部会配布資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 自衛官の供述に対する小西議員のご質問（5月4日）・・・・・・・・ 30
- 5 小西議員の国会会議録（小西議員から本人に対して提供）・・・・ 32

◎第196回 参議院外交防衛委員会会議録（平成30年4月17日）抄

○小西洋之君（前略）昨晚の午後九時前でございますけれども、失礼いたしました。参議院の議員会館を出てすぐのところ、国会議事堂の目の前の公道の場で、現職の自衛隊員と名のる者から、私は、お前は国民の敵だなどと繰り返し罵声を受けました。国会議事堂の目の前の公道であり、また職務質問を行う複数の警察官が集まってくれましたけれども、そうした警察官の前でもそうしたお前は国民の敵だというような発言を繰り返しました。

私は、その者に対して、国民である以上、当然言論の自由はあり、また私も国会議員は国民から正当な批判を受けるのが仕事であるけれども、現職の自衛隊員であるのであれば、その自衛隊員の実力組織としての特別の服務にあなたは服しているはずだ、あなたのそうした発言というのは法令に反するものであるのではないかということで諭したんですけれども、繰り返しそうした発言を行いますので、それをやめないのであれば、また撤回しないのであれば、防衛省の人事当局にこの場で通報するというのを申し上げました。それでも発言をやめませんでしたので、やむなく防衛省の人事当局に通報をいたしたところであります。

人事担当の責任者から私の携帯電話にその場で連絡が参りました。そのことをその現職の自衛隊員と名のる者に伝えまして、防衛省に電話する前にも彼に一度確認を取ったんですが、発言を撤回するのであれば防衛省の人事当局には通報しないと、また発言を撤回するのであれば、あなたの所属や名前というものを言わずに、これをこの場で、私の中で、二度とないということを確認して防衛省には通報しないということにするとしたんですが、彼はそれを拒みました。

ただ、最終的には彼は態度を改めまして発言を撤回するということを行いましたので、その場はそれで収めたんですが、今朝になって、その本人から、現職の自衛隊員と名乗るものから了解を受けていた警察、麹町署から本人の所属部署を知るところとなりました。統合幕僚監部の現職の職員であるというふうに名のったということでございます。氏名も警察が聞いて、私も聞いて知っておりますけれども、氏名はこの場では控えます。

この件について昨晚の防衛省のその防衛省の人事の責任者の対応でございますけれども、実は私がその現場を立ち去った後、人事の責任者から連絡がありまして、私、小西が防衛省に通報はしないとしたということだそうだけれども、防衛省としてこのような事件があった以上は調査をしなければいけないと、調査をするというようなことをおっしゃられました。また、大臣にも一報をされているというふうに聞いております。この間の防衛省の人事当局の対応というのは、それは、私は正しい対応であり、敬意を表すべき対応だと思います。

ただ、今朝になって警察から所属を聞いたとき、統合幕僚監部、昨年南スーダンの日報の隠蔽事件、また今回のイラク日報の件についても統合幕僚監部の責任が問われているところでございます。そして、その焦点はシビリアンコントロールでございます。

昨日、その自衛隊員と名のる者にも直接言いましたけれども、今から70年

前、この国会議事堂、またこの首相官邸で、当時の軍部がクーデターを起こして、おまえは国民の敵だ、問答無用だと言って犬養毅首相を暗殺し、また高橋大蔵大臣などを暗殺した、5. 15、2. 26、そうした事件が起きた。今、シビリアンコントロール、自衛隊のその在り方が問われている。そうしたさなかであって、あなたの発言は、自衛隊法の五十八条などに服務の規定がございますけれども、そうした問題はないのかということどさんごん論しましたが、最終的には態度を改めましたけれども、その者はなかなか態度を改めなかった、しかも統合幕僚監部の職員だということでございます。

○政府参考人（高橋憲一君） 先ほど委員御指摘の点でございますけれども、現在調査をしておりますので、調査が進んだ段階でまたしかるべく報告をしたいと思っております。

○小西洋之君 小野寺大臣に伺いますが、私、本来、専守防衛の自衛隊員を私は応援する立場、本来は国会議員なんですが、日米安保も私は認める立場です。ただ、この間の安倍政権が行ってきた安保法制というのは憲法違反であり、それは自衛隊員の尊厳を踏みにじるものであり、自衛隊員の命や家族の尊厳を守るためにも私はこの場で質疑をしているとさんごん申し上げました。それについて現職の自衛隊員がどういう見解を持つか、それはそれぞれの自衛隊員のお考えであろうと思います。ただ、公道で、しかも複数の警察官もいるような場で、繰り返し現職の国会議員に対しお前は国民の敵だというような発言を繰り返す、そうした行為というものは自衛隊員として私はあってはならない許されない行為だと思います、法令に照らして。小野寺大臣としても、防衛省の責任において、大臣の責任においてしっかりと調査し、しかるべき対処を行うというお考えでよろしいでしょうか。

○国務大臣（小野寺五典君） その事案については、昨晚、私の方にも、このような事案があったということでもあります。ただ、その際、小西委員の方は、やはり相手がそこで自分の非を認めればということでお話をされたと、大変温情のあるお話をされたんだと思っています。ただ、私どもとしては、もし仮にそういうことがあれば、これはやはり私ども自衛隊員の服務の問題になりますので、事実関係を確認した上で適正に対応させていただきたいと思っております。

○小西洋之君 大臣、よろしく願いをいたします。（後略）

幹部自衛官から「お前は国民の敵だ！」と暴言を浴びせられた夜を現場で再現取材！～「かつてこの場所で『国民の敵』と軍人が叫びながら政治家を暗殺していった!!」～民進党・小西洋之参議院議員が訴え！ 2018. 4. 20

出典：インディペンデント・ウェブ・ジャーナル（略称：IWJ）<<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/418915>>

- 1 16日月曜日のだいたい、8時40分を少し過ぎぐらいですが、私（小西洋之）は、参議院議員会館で仕事を終えて、会館から徒歩で出た際、私の右側からジョギング姿で走ってきた大柄の男性とすれ違いました。

その男性がすれ違いざま、私の方をパッと見てきましたが、街中で市民の皆様に普通に見られることがあるので、普通に私は目礼をしました。

そのジョギング姿の人は、左側に走り抜け交差点の方向に向かっていきましたが、私も、タクシーを拾うために同じ交差点の方に歩いて行きました。

歩いている最中も、前を走っているジョギング姿の男性は、こちらを何度も何度も鋭い目つきで振り返ってきましたが、その度に私は目礼を重ねました。

- 2 交差点に着いたとき、男性は赤信号のため横断歩道の前で立ち止まりました。自民党本部側に渡ろうとして立ち止まっていたと思います。

私は、男性から5メートルくらい離れた位置の国会議事堂向きの横断歩道前に立ち、タクシーを拾おうとしていました。

そこで、男性から「小西だな。」か「小西か。」というような呼びかけがありました。

私はそれに対して「小西です。」と発言したところ、男性は開口一番で、「お前、ちゃんと仕事しろ。」と言ってきました。

- 3 街中で「小西さん、頑張ってください。」と言われることの方が多いですが、たまにそのような安倍総理を支持する市民の皆さんから、厳しいお言葉を頂くので、私は、そのような発言に対して応答する決まり文句を用意しており、「国会議員として、信念に基づいて仕事をしています。」と応答しました。

おおよそ、安倍総理を支持される方は、安倍総理の政策の一番の悪い点である安保法制のことで発言をしますので、その時も「集団的自衛権の解釈変更、憲法違反を証明した国会議員です。国民の皆様のために働いています。そうした中身は、私のホームページで沢山資料がありますので、ぜひご覧ください。」と言いました。

- 4 それに対して男性は「お前は気持ち悪いんだよ。」という言葉が返ってきまして、「お前は国民の敵なんだよ。国民の敵だ。」という発言がありました。

私も「国民の敵だ。」と言われたので、「いや、あの一、国民の皆さんが憲法違反の戦争で殺されるようなことがないように、一生懸命頑張っているんです。」と言いましたが、男性は、自らのことを「私」か「俺」かどちらかで、「自衛官なんだ。」と名乗ってきました。

5 私は驚いて「え、自衛官なんですか。」と聞き返し、今でも記憶に鮮明ですが「集団的自衛官の解釈変更、安保法制というのは法論理ですらない。ペテンなんだと。めちゃくちゃな憲法違反なんだと。そういう憲法違反の戦争で、あなた方自衛隊員が戦地に送られて殺されること。また、御家族が悲嘆の涙にくれること、そうしたことが絶対にないように信念を持って私はやっているんだ。」というふうに言いました。

それに対しても男性は、「お前気持ち悪い。国民の敵だ。」というような言葉があり、そこで私が「一般の人であれば、国会議員を批判する言論報道の自由は憲法で認められているので、それはもう自由ですよ。私たち国会議員も批判を頂くのが仕事です。」と言いました。

6 私は、その場では「自衛隊員」という言い方をしていましたので「あなたが本当に自衛隊員であれば、あなたの今の発言というのは、「国民の敵だ」というふうに私のことを言いましたから、それは自衛隊員の服務、職務上のルールに反して、自衛隊法を始め法令に反する発言だから撤回しないとイケない。」と言いました。

そうすると男性が「国会議員に意見を言って何が悪いんだ。」と言うようなことを言ってきたので、「いや、一般市民の皆さんが批判するのは、それは全くの自由であるけれども、あなたが自衛隊員である以上は、今、国会で、まさにシビリアンコントロール、日報の隠蔽の問題で、シビリアンコントロールは国会で一番議論されていて、かつ、社会でも大きな問題となっている。あなたのその、国会議員を「国民の敵だ」という発言は、自衛隊員の服務に反して、それはシビリアンコントロールそのものを否定することなんだから、撤回しないと駄目だ。」というふうなことを言いました。

7 男性は、ずいぶん意気軒高で強気な感じで、男性との距離が狭まってきましたが、私は、突発的な揉み合いに発展してはいけないと思い、手ぶらであった両手を身体の後ろに回していましたが、この姿も男性を刺激する可能性があると思い直し、途中で手を前に組み替えました。

8 そこで私は、国会議員として自衛隊員だと名乗る人から「国民の敵だ。」という発言を受けたので、とにかく発言を撤回させないと、国会議員として国民の皆さんに責任が果たせないと考え「撤回しろ。」と言いましたが、男性は「国会議員に意見言って何が悪いんだ。」と一生懸命に言うだけでした。

9 男は大柄な者であったので、信号の反対側にいた警察官を呼んだところ、その後複数名の警察官が来てくれた。男は「お前は国民の敵だ。」「気持ち悪い。」との発言を繰り返すので、仕方なく私は、携帯電話を取り出し、男性に対して「撤回しないのだったら、今からこの携帯電話で、防衛省の人事担当者に電話をする。あなたのことを通報する。あなたは防衛省の中で処分される。それでもいいですか。撤回するんだったら考えるけれども、撤回しないんだったら、この携帯電話であなたを通報しますよ。」という具合に言いましたが、撤回をしなかったため、携帯電話で防衛省の豊田防衛事務次官に電話をして「私の目の前にいる自衛隊員だと名乗っている人が、私のことを「国民の敵だ」と言っている。」と伝え、また、「私のことを「気持ち悪い」といったような暴言を浴びせ

ている。これは自衛隊の服務に違反することだと思うので、直ちに人事担当者に事務次官から連絡をして、私の携帯に電話させてください。」と言いました。

- 10 8時55分と記憶していますが、豊田事務次官の指示を受けた武田人事教育局長から直接、私の携帯電話に着信がありました。

豊田事務次官に説明した内容と同じ説明をして、男性に対し「今、防衛省の人事の一番偉い局長と電話がつながっている。武田人事教育局長という人で防衛省のホームページを見れば名前が載っている人だ。その人に、あなたの名前と所属を伝えることになりますよ。だからその発言を撤回しろ。しなさい。」と言いましたが、それでも直ぐには撤回しませんでした。

- 11 この間、私は国会議事堂を指さして「まさにこの場所で、政治家を「国民の敵」と叫びながら軍人がクーデターを起こそうとして「天誅だ」と言って、5・15事件、2・26事件、総理大臣などを暗殺していったんだ。そこから日本が軍国主義の政治に落ちていって、国民に大きな悲慘が降りかかった戦争が起きたんだ。だから、自衛官は、政治家の国会のシビリアンコントロールに服さなければならないんだ。ところが、あなたが、現職の国会議員である私を、小西を知っていて、私を捕まえて「国民の敵だ」と言い放つ。その発言というのは、シビリアンコントロールを否定することになるんだから、あなたはその発言を撤回しないとイケない。自衛隊の服務に反し、法令に反する発言なんだ。」というように男性に言いました。

- 12 そのような中、麹町警察署の背広を着た警備課長も現場に到着し、男性も段々と態度を改め、まずいと思ったのか態度を変えて「撤回する。」と言いました。

そこで「撤回の言葉を言ってみてください。」と言ったところ「勉強になりました。」と言うので、現場に居合わせた警察官も私も呆れて「それじゃ撤回にならないでしょ。」と言ったところ、最後に「すみませんでした。」と謝罪をしてきました。

- 13 翌日（4月17日）の国会が終わった後の午後1時に、武田人事教育局長が私の議員会館の部屋に来て「人物が特定できました。わかりました。」と報告に来ました。

武田人事教育局長からの報告では「男性は統合幕僚監部に勤務する幹部自衛官である。」とのことでした。

さらに、防衛大学校を卒業した航空自衛官で3等空佐であることも分かり、3等空佐となれば昔で言うところの少佐であり大本營の青年将校だと思い驚きました。

私は、この報告を聞くまでは本当の第一線部隊の現場で勤務する、ある意味、素朴で、ある意味で、粗野な、そういう現場の自衛隊員だと思っていました。

- 14 ところが、私に「国民の敵だ」というふうに国会議事堂の前で、かつ、天下の公道で、事案発生当時も地下鉄の明かりは煌々として人も行きかっているような中で、国会議員に対して「国民の敵だ」と言い放ち、何度言っても直ちに撤回しなかった人物が、あろうことか幹部自衛官であり、しかも防衛大学校卒業のエリートで統合幕僚監部所属の人間だということを知り大変驚きました。

- 15 4月17日の小野寺大臣の記者のぶら下がり会見で、幹部自衛官の暴言を擁護するような発言を行っていました。「若い自衛官なんで様々考えることがあって、彼も国民の一人としていろいろ思うことはあったんだろう。」というふうな発言でしたが、まさに、私が事案当夜、男性に諭したように、かつて「国民の敵」と軍人が叫びながら総理大臣や大臣及び政治家を暗殺したことは、まさにこの事案発生場所である国会議事堂で起きたことであり、同じようなことを男性が80年近く後になって発言している。

このような言動を容認するということは、まさに日本のシビリアンコントロールを崩壊させて、自衛隊を自衛隊ではない存在にしてしまう。

自衛隊が本気で政治家に対して「国民の敵」と位置づけ武力を持って蜂起すれば、誰も立ち向かえる者はいないということは恐ろしいことだと思っています。

- 16 2・26事件が起きたときに、川島陸軍大臣が、反乱軍に対して声明を出しました。

『蜂起ノ趣旨ニ就テハ、天聴ニ達セラレアリ。』

つまりは、今回のクーデター行為が何故起こったか、その目的、思いというのは、『天聴』つまりは天皇陛下にお伝えされているぞという意で、その上で、

『諸子ノ行動ハ国体顕現ノ至情ニ基クモノト認ム』

として『諸子』クーデターを起こした青年将校たちに、『諸子ノ行動ハ国体顕現』、日本の国体を実現する表すこと、『ノ至情』、誠に尊い、思い、『ニ基クモノト認ム。』とあります。

2・26事件が起きたときに陸軍大臣が出した声明は、小野寺大臣の「彼は若い自衛隊員なんでいろいろ思うこともある。彼も一国民としていろいろ思うことがあったんだろう。」という発言と全く同じだと思っています。

- 17 3月20日の外交防衛委員会で小野寺大臣に『事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託に応える』という意味を訪ねた際、小野寺大臣は答えられなかったことがありました。

その際、「私の理解は『いざという時、有事の際には命がけで戦って、国民の負託に応える』そういう意味と理解しています。安倍総理は最高指揮官であり、大臣は戦闘司令官であるのだから、私の質問、防衛省の省内中継カメラで、全隊員が聞いているのだから大臣として答えてください。」と発言をしましたが、小野寺大臣は答えられませんでした。

- 18 そのことは男性にも話し、「国民のための安保法制と言いながら、全くペテンの憲法違反だ。違憲の根拠を突き付けたら誰も答えない。そして、服務の宣誓の意味を答えてと質問しても何も答えられない。そんな連中から皆さんの命を守るために戦っている私は、国会議員だと。どうか、職場の皆さんにこういう国会議員がいると伝えてくれ。」と言いました。

「そのことを最後にあなたにお願いして、今日はあなたをこのまま立ち去らせていただくことにする。」と男性に告げ別れています。

小西ひろゆき公式ブログ

幹部自衛官「国民の敵」発言の組織的隠ぺいについて

2018/4/24(火)

本日、4月24日公表の幹部自衛官による暴言事件の調査報告書は、「国民の敵」発言に関する防衛省内の証人等へのヒアリングなどさえも行うことなく、また、当事者である私へのヒアリングも行うことなく、一方的に、幹部自衛官と防衛省の見解を垂れ流したものであり、「国民の敵」発言の組織的隠ぺいのためと考えざるを得ません。

以下、取り急ぎの調査報告に対する私の見解を述べさせていただきます。

1. 総評

- ・ 防衛省が本日発表した幹部自衛官の供述においては、4月16日の夜に幹部自衛官が私に対して「気持ち悪い」「馬鹿」「国のために働け」「国益を損なう」「国民の命を守ることに逆行している」などの暴言を行ったことを認めており、自衛隊法58条などに違反する事実が明らかになった。

- ・ しかし、本日の調査報告は、幹部自衛官が私に「国民の敵」という発言を行った事実を組織的に隠ぺいしようとするものであり、誠に遺憾である。あったものをなかったことにすることは許されない。

- ・ この調査報告は、当事者(被害者)である私に対して調査担当者から何の問い合わせやヒアリングも行わずに、また、既に明らかになっている防衛省事務次官や人事教育局長の有する物証などに基づく調査を一切行わず、一方的に幹部自衛官と防衛省の見解を垂れ流すものである。

なお、私は事前にヒアリングの打診を受け「何時でも受ける」と意思表示していたところである。

- ・ 幹部自衛官の供述内容のうち、「国民の敵」という発言に関する事実関係については、不自然に事実の記載がなされていない、あるいは、別の事実にすり替えられるなどしており、あたかも「国民の敵」という発言がなかったことを正当化するような内容となっている。

- ・ その他の供述内容も、事実と異なる箇所、時系列が事実と反する箇所などが散見

される。(総じて書き直しが必要な程度に事実と反するか正確性に欠ける)

■当日の様子は以下のIWJ現場インタビューをご参照

<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/418915>

- ・ また、当日の状況の説明のために作成したとする再現写真も事実と異なる印象を与えるものとなっており、最後の「握手」写真については、当初は、私がポケットに手をつっ込んで握手に応じているかのようなシーンの写真が使われていたものを私の抗議を受けてマスコミ公表前に差し替えるなど、まさに「印象操作」のためのものと断ぜざるを得ない。

- ・ 調査報告には、幹部自衛官が既に認めている暴言がシビリアンコントロールを否定するものであるか等について、幹部自衛官の見解も防衛省の見解も何ら示されていない。

自衛隊の存立に関わる歴史的な大事件を、小野寺大臣の4月17日コメントにあるように「社会人のマナー」の問題に矮小化しようとしているものと考える。

- ・ 折しも、4月22日(日)放送のテレビ朝日サンデーステーションにおいて、この度の暴言事件について「防衛省幹部」なる者が「そんなに騒ぐこと？ だって言葉の通りでしょ もちろん本人に言うのはバカなことだが」と発言したと報道されており、防衛省のシビリアンコントロールの崩壊は行き着くところまで行っていると大きな危機感を抱いている。(当発言や他にこうした違法の発言を行った者の存在について、24日に防衛大臣への調査要請を行っている)

2. 防衛省の調査が組織的隠ぺいであること

- ・ 私は「国民の敵」などの暴言を受けて数分後に、「国民の敵という発言を撤回しないなら防衛省の人事当局にこの場で電話通報をする」との意思表示を幹部自衛官に行った。しかし、撤回を拒否されたため、防衛省の豊田事務次官に「自衛隊員を名乗る者から国民の敵などと暴言を受けている」と通報している。豊田事務次官はこの電話で私が「国民の敵」という趣旨の言葉を発したと明確に認めている。

- ・ また、武田人事教育局長は同様に(局長の上司に報告するために事件の詳細を教えて欲しいとの)事件直後の私との電話で、私が「国民の敵と暴言を受けた」と話したことについて、「国民の敵」という言葉をメモに残している。(なお、武田局長には事

件現場でも「国民の敵」発言を電話で伝えている)

- ・ しかし、防衛省の調査担当者はこれら当事者たる防衛省幹部に対して文書による報告を求めたのみで直接のヒアリングを一切行っておらず(驚くべきことに、「本日の調査報告書の発表の段階でも、両者による正式の文書報告が調査担当者に提出されていない」とのことである)、また、今後も行わない方針とのことであり、そもそも、「国民の敵」発言の事実を真剣に調査するつもりすらないものと考えざるを得ない。

- ・ この度の幹部自衛官の供述内容においても、これら豊田事務次官の証言や武田局長の証言と物証を幹部自衛官に示した上で「国民の敵」発言の有無について調査を行ったことは(そもそも、そうした調査は一切行っていないので)一切記載されていない。

※ なお、当日に私が現場を離脱するタクシーの中で電話した知り合いの弁護士は、私が事件のせいで遅参となった理由として「国民の敵という暴言を受け、その撤回を求めていたこと」と説明したことを明確に記憶し、求めに応じて証言すると言っている。

- ・ 防衛省による報告文書の「3」には、『麴町警察署から「対応に当たった警察官は、本件取扱い時において、両当事者間でなされた文言のやりとりを聞いていない。」との回答があった。』としているが、これは、「小西議員と幹部自衛官の二人だけの時のやりとりは警察官は誰も現場にいなかったので(当然に)知らない」との意味とのことであり、当たり前で書く必要もないことの記載による誤魔化し(隠ぺい)行為そのものと解せざるを得ない。

なお、防衛省は当時現場にいた警察官に直接ヒアリングは行っていないとのことである。

3. 供述内容について事実と反する点

※幹部自衛官の供述内容には事実と反する点が多々あるが、特に、「国民の敵」発言を否定するためと解される重要事項のみについて記述する。

○供述内容「9」「10」「11」について

- ・ 私は「国民の敵」などの暴言を受けた直後から、「一般市民なら許されるが、自衛隊員であるなら服務、法令に反し許されない」などと撤回を求めた。しかし、大柄で鍛

え上げた体格で「国会議員に意見をして何が悪いんだ」などと強圧的な態度で迫ってくる幹部自衛官に有効に対峙し、発言撤回をさせるために、横断歩道の向こうにいた国会議事堂を警備中の警察官を呼び寄せた。

- ・そして、その後に、幹部自衛官に対し「撤回しないなら防衛省の人事当局にこの場で電話通報する」と意思表示（警告）を行ったが、発言撤回が拒絶されたためやむなく豊田事務次官に電話をした。以上の事実関係については、当時の警察官も時系列の流れを認めている。

- ・ところが、供述においては、こうした私の幹部自衛官への意思表示（警告）が記載されず、かつ、警察官を呼んでから事務次官に電話を行ったという時系列が異なるものとなっている。

- ・なお、私が官僚トップの事務次官にまで電話をしたのは、国会議事堂の前で自衛隊員を名乗る者からシビリアンコントロールの崩壊を意味する「国民の敵」という発言を受けたからである。「気持ち悪い」などでは事務次官までは電話はしない。

- ・この点、供述では私が事務次官に対して「罵倒したり、冒瀆するような発言をしている者がいる」と通話したとしているが、幹部自衛官はこうした言葉を聞き取ったと証言しているのに、事務次官が明確に認めている「国民の敵」という趣旨の発言（さらには「気持ち悪い」発言も認めている）を聞き取っていないのは不自然である。

○供述内容「13」について

- ・この「13」の供述中で、私が携帯電話で話している相手は、武田人事教育局長である。

武田局長との通話を保持しながら私は携帯を耳に当てたまま、目の前に居る幹部自衛官と電話越しの武田局長の双方に聞こえるように、「今、この電話が繋がっている相手は、防衛省の人事の最高責任者である武田人事局長だ。武田局長の名前は防衛省のHPでインターネットで確認できる。もし、このまま国民の敵などの発言を撤回しないなら、あなたの所属と氏名を局長に通報する。あなたは処分されることになるがそれでもいいのか。撤回するべきではないか。」との旨を発言した。

- ・こうした私の発言があったことは、武田局長も現場にいた警察官も認めているが、幹部自衛官の供述ではこうした私の発言を真っ正面から受けていたにも関わらず「会

話の内容は、聞き取れませんでした。」となっており、明らかに不自然である。

- ・ また、「国会議員に意見をして何が悪いのか」などと強圧的な態度であった幹部自衛官はこの武田局長と私の通信を受けてようやく態度を変え始めたのであり、この点からも、「会話の内容は、聞き取れませんでした。」との供述は明らかに不合理である。

○供述内容「17」について

- ・ 幹部自衛官の「勉強になりました」という言葉は、事件の発生から30分弱ほど経った事件の最後に、私が幹部自衛官からの撤回・謝罪するとの意思表示を受けて、私からそれを表す発言を求めた際に幹部自衛官が発したものである。

これが撤回・謝罪の発言としては余りにも不適切なものであるため、周囲の警察官も呆れた態度を取り(一部失笑が漏れるなどした)、再度私から幹部自衛官に撤回発言のやり直しを促し、「すみませんでした」といった発言があったものであり、これらの事実関係は現場にいた警察官も認めている。

- ・ そして、そもそも、幹部自衛官が供述している5.15事件や2.26事件の下りは、私が「国民の敵」という発言を撤回しない幹部自衛官に対して、国会議事堂を指差しながら「今から、70年以上前、まさにこの場所で軍人が政治家を国民の敵と叫んで総理などを暗殺していった。だから、こうした歴史の教訓の上にある自衛隊のシビリアンコントロールは守られなければならないのだ」という旨の話をして、彼になぜ「国民の敵」発言が許されないのかを「国民の敵」発言の史実を示しながら諭していたものである。

- ・ 以上、撤回・謝罪に値しない発言を行い、複数警察官の前で再度の発言を要求された事実について幹部自衛官が記憶にとどめていないとは余りにも不自然であり、そして、この記憶しているはずの「勉強になりました」との発言を、私が彼に「国民の敵」発言がなぜ許されないのかを史実をもとに言い聞かせた反応の言葉として供述しているのは「国民の敵」発言を否定するための意図的かつ便宜的な事実のすり替えと考えざるを得ない。

- ・ なお、この私の史実の言い聞かせによる撤回の要求は、例えば、「13」の武田人事教育局長との電話よりも時系列的には前のものであり、そのことは現場にいた警察官も認めている。

【参考】

・ 供述「8」に『「戦死」を身近に感じている私にとっては、小西議員の「戦死」という言葉の言い方が非常に軽く感じ・・・』とあるが、私は執務室に何十冊もの第二次世界大戦での日本軍兵士や日本国民の悲惨な戦死に関する書籍を置き、常にそれを読み返しながら、私自身が国会で証明するに至った集団的自衛権行使の解釈変更の絶対違憲などを追及し、その際には以下に示すように、何度も「自衛隊員をこのような違憲の武力行使で殺してはいけない」等、安倍総理らに追及している。

・ また、こうした信念に立つ私からすれば、供述「17」で私が幹部自衛官に言い聞かせたように「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」との服務の宣誓の意味を国会で何度問われても答えられなかった小野寺大臣こそ自衛隊員の戦死についてこの上なく軽く考えている者と解せざるを得ない。

なお、幹部自衛官の供述にはないが、当日、私は服務の宣誓のこのフレーズを丸ごと朗唱している。その時の握手は仲直りのためのものではなく、彼に自らの過ちと私の国会議員としての信念を伝えるためのものである。

・ 全自衛隊員は憲法尊重擁護義務を負う。当該幹部自衛官は私の違憲の証明（それは、国会で論戦され元最高裁判事らによって陳述され、民主党・民進党の党見解となり、全国紙の社説にも掲載されているものである）を学びもせず、偏狭な視野に囚われ違法な暴言に至ったのであり、部下の生命を預かる幹部自衛官（指揮官）として失格であると言わざるを得ない。

・ 17日に謝罪に訪れた河野統合幕僚長に直接伝えたが、自衛隊の全指揮官は、安倍総理の集団的自衛権行使の解釈変更が法論理ですらない不正行為による絶対の違憲であり、このようなもので自らや部下達が戦地に送られようとしていることを学ぶ必要がある。

<https://www.youtube.com/watch?v=4vYRpz5sYYo&t=852s>

■186-参-決算委員会-7号 平成26年05月12日

○小西洋之君 笑っている人がいらっやいますけれども、私は、集団的自衛権の行使の下で、国民投票を行わない戦争によって自衛隊員の皆さんの体が砕け散って、真っ黒焦げに焼けただれて死んでいく、そうしたことをやっていいのか。

■189-参-予算委員会-10号 平成27年03月20日

○小西洋之君 集団的自衛権の行使は、これまで日本国憲法の上に存在しなかった戦争です。集団的自衛権の行使を発動すれば、安倍総理は安全な機雷掃海などと言っておりますけれども、集団的自衛権の行使を発動すれば、自衛隊員は必ず戦死します。これをごまかしてはいけない。自衛隊員の体が砕け散って、真っ黒に焼けただれて死んでいくことになります。

自衛官の供述に対する小西議員のご質問(5月4日)

○「6」について

・ 「私は元々、小西議員に対しては、総合的に政府・自衛隊が進めようとしている方向とは、違う方向での対応が多いという全体的なイメージで小西議員をとらえていました。」「思わず『国のために働け』と聞こえるように、大きい声で言ってしまいました。」「につき「全体的なイメージ」とあるが、具体的に小西議員のどのような活動からそのように考えていたのか。

また、そうした活動は自ら直接に認知したものなのか、あるいは何らかの媒体を通じてどのように認識したものなのか。(媒体については、国会質疑・討論、質問主意書、小西議員の著書、新聞報道、雑誌報道、インターネット上の報道や記載などのうちどれか)

・ なぜ、小西議員の議員活動が「国のために働いていない」と考えていたのか。具体的に小西議員のどのような活動からそのように考えていたのか。

また、そうした活動は自ら直接に認知したものなのか、あるいは何らかの媒体を通じてどのように認識したものなのか。(媒体については、国会質疑・討論、質問主意書、新聞報道、雑誌報道、インターネット上の報道や記載などのうちどれか)

○「8」について

・ 「「戦死」を身近に感じている私にとっては、小西議員の「戦死」という言葉の言い方が非常に軽く感じ、私のこれまでの災害派遣任務で経験したヘリから基地に空輸されてきたご遺体を目の当たりにしたときの強い衝撃や使命感、そしてすべての自衛官が持っている「事に臨んでは危険を顧みず」という覚悟を軽んぜられたと感じた」としているが、「昭和47年政府見解の恣意的な読み替えによる限定的な集団的自衛権行使を容認する9条解釈の基本的な論理の捏造」という法論理ですらない不正行為による絶対の違憲の解釈変更・安保法制では「服務の宣誓」にある「国民の負託」など存在せず、限定的な集団的自衛権行使で自衛隊員を戦死させることは絶対に許されないとする小西議員の国会質疑(別紙)などを知っていてこのように考えていたのか。

(なお、小西議員の著書においても同様の主張を記載し、また、SNSやブログでも度々同様の主張を行っている)

・ 「あなたがやっていることは、日本の国益を損なうようなことじゃないか。」とあるが、なぜ、小西議員の議員活動が「日本の国益を損なう」と考えていたのか。具体的に小西議員のどのような活動からそのように考えていたのか。

また、そうした活動は自ら直接に認知したものなのか、あるいは何らかの媒体を通じてどのように認識したものなのか。(媒体については、国会質疑・討論、質問主意書、新聞報道、

雑誌報道、インターネット上の報道や記載などのうちどれか)

・ 「戦争になった時に現場にまず行くのは、我々だ。その自衛官が、あなたがやっていることは、国民の命を守るとか、そういったこととは逆行しているように見えるんだ。」とあるが、なぜ、小西議員の議員活動が「国民の命を守るとか、そういったこととは逆行している」と考えていたのか。具体的に小西議員のどのような活動からそのように考えていたのか。

また、そうした活動は自ら直接に認知したものなのか、あるいは何らかの媒体を通じてそのように認識したものなのか。(媒体については、国会質疑・討論、質問主意書、新聞報道、雑誌報道、インターネット上の報道や記載などのうちどれか)

なお、小西議員は別紙の絶対違憲の限定的な集団的自衛権行使の発動で自衛隊員を戦死させることが許されないとの主張と同様の趣旨で、一般の日本国民が戦死させられることが断じてあってはならないと解釈変更・安保法制の違憲を国会内外で追及し主張するとともに、個別的自衛権行使のみで日米同盟も毀損せず軍事的にも国民の生命等を守れることを主張している。

・ 「東大まで出て、こんな活動しかできないなんて馬鹿なのか。」とあるが、「こんな活動」とは具体的に小西議員のどのような活動を指すのか。

また、そうした活動は自ら直接に認知したものなのか、あるいは何らかの媒体を通じてそのように認識したものなのか。(媒体については、国会質疑・討論、質問主意書、新聞報道、雑誌報道、インターネット上の報道や記載などのうちどれか)

小西議員の国会会議録(小西議員から本人に対して提供)

別紙

国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>より「小西洋之 服務の宣誓 集団的自衛権」で検索したもの。(「小西洋之 服務の宣誓 自衛隊員 戦死」等でも検索されたい)

193-参-外交防衛委員会-11号 平成29年04月06日

○小西洋之君 今、安倍総理の三十一日の代表質問での答弁を引用されておりましたけれども、ちなみに安倍総理は内閣総理大臣としてあらゆる責任を負うというようなことをおっしゃってはいたんですが、私が明示にお尋ねいたしました内閣総理大臣を辞職するか、辞職するということについては答弁はありませんでした。また、国会議員を辞職する覚悟があるかということについても答弁はございませんでした。

稲田大臣に重ねて伺います。大臣の下全自衛隊員は、服務の宣誓、全ての自衛隊員がこのような宣誓を行っております。我々自衛隊員は、憲法及び法令を遵守し、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えるという命の宣誓を行っております。つまり、自衛隊員は、稲田大臣がおっしゃっている集団的自衛権は合憲であるという、稲田大臣を始めとする安倍内閣の手によって解釈変更して作られた新しい憲法九条の解釈、そしてその下での安保法制を遵守して、その下での集団的自衛権の発動で命懸けで戦うというふうに誓っているわけでございます。

稲田大臣に重ねて伺います。覚悟だけを端的にお答えください、覚悟だけを。自衛隊員の信用を失いますよ。防衛大臣として、昭和四十七年政府見解が作られたときからその中に集団的自衛権は合憲と書いてあるというその安倍内閣の主張が事実と反する場合は、自衛隊員の服務の宣誓、命懸けの宣誓に照らして、大臣を辞職し、そして国会議員を辞職するその覚悟を持って今防衛大臣としての職責に在る、そういう理解でよろしいですか。覚悟だけをお答えください。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、その四十七年見解に対する前提が全く違う中でその質問にお答えする必要はないと考えますし、先ほどから申し上げておりますように、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくということでございます。

○小西洋之君 前提が違うんでしたら、それが事実だというふうに、四十七年見解の中に集団的自衛権が存在するという安倍内閣の主張が事実という確信があるから言っているわけですね。だから、もって前提が違うとおっしゃっているんですね。

でしたら、その御自分の事実の確信、しかも、稲田大臣、あなたは弁護士じゃないですか。法の専門家じゃないですか。そのあなたの事実の確信に基づいて、もしそれが事実でないのであれば、大臣を辞職し、かつ国会議員を辞職する、そうした覚悟で防衛大臣を務めているというふうに理解してよろしいですか。その覚悟を答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 何度もこの問題について私は委員と議論をしているわけでございます。そして、昭和四十七年見解、この基本的論理、さらには砂川判決についても議論をしているところでございます。その議論がかみ合っていないことは事実でございます。

しかしながら、私は、この平和安全法制、最高裁にも合致しているし、憲法にも合致しているということをする述べております。その上で、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくということに

尽きるということでございます。

○小西洋之君 三度覚悟をお伺いして、何もお答えになりませんでした。

では、稲田大臣に伺います。将来、内閣において集団的自衛権を発動して、その発動における自衛隊員の死傷を原因として、あるいはほかの国民でも結構です、の死傷を原因としてでも結構です、国家賠償の訴訟が起こされて、最高裁で安倍政権の解釈変更は違憲無効である、安保法制の集団的自衛権に関するものは違憲無効であるという最高裁判決が確定した場合に、あなたは大臣を辞職し、そして国会議員を辞職する、そういう覚悟で今防衛大臣を務めているという理解でよろしいですか。覚悟だけ端的にお答えください。

○国務大臣(稲田朋美君) まず、この平和安全法制が憲法に違反しているという前提で委員は御質問されております。しかし、私は、憲法に合致しているし、さらには与党だけではなく野党三党の賛成も得て、より幅広い合意を形成した上で成立をしている法律でございます。

したがって、るる委員は、憲法に違反している、さらには仮定的な前提を置いて質問されておりますので、その質問についてお答えをする立場にはないということでございます。

○小西洋之君 最高裁で違憲判決が確定しても国務大臣及び国会議員を辞職する覚悟すらないということ、答弁だというふうに理解をさせていただきます。

今、仮定的なようなこと、非常に失礼極まりないことをおっしゃっていましたが、昭和四十七年政府見解が何の法理的な論理もない単なる不正行為であることは、四十七年見解を作ったときの吉國長官、あるいはそれを作った当時の真田次長、あるいは角田第一部長の見解前後の国会答弁、また、昨年、私、この委員会場で御紹介しましたように、角田当時の第一部長、後に長官、最高裁判事にもなられた方ですけれども、御存命でございまして、生き証人として、四十七年見解に集団的自衛権は合憲と書いているそういう文書ではないと、当時誰もそんなことは考えていなかったというふうに明言しているところでございます。また、同時に作られたいわゆる防衛庁政府見解には、四十七年見解の同盟国などに対する外国の武力攻撃という読替えが法的な論理として絶対許される余地がないことが明々白々に示されております。

こうした安倍政権の解釈変更が不正の行為であるということについては、昨年の朝日新聞、東京新聞などの社説報道、憲法学者の学術論文。安倍内閣だけです、合憲だと言っているのは。そのことだけ申し上げさせていただきますと思います。

今の稲田大臣の答弁を伺って、まさに政権奪還して、自衛隊員を、違憲の戦争で殺される前に自衛隊員を守らなければいけない、我々民進党のその責務というのを改めてかみしめさせていただいたところでございます。

193-参-本会議-12号 平成29年03月31日

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之です。会派を代表して質問いたします。

民進党は、本ACSAが担保する人道支援などを措置するPKO法、周辺事態法の改正案などを国会提出するとともに、日米ACSAに関して、違憲の存立危機事態が明記されていることなどから、本ACSAに対し反対を決定しています。

まず、本ACSAが適用される安保法制における存立危機事態の違憲問題を質問します。

安倍内閣は、限定的な集団的自衛権行使なるものが合憲である唯一の論拠として、七・一閣議決定において、限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理がいわゆる昭和四十七年政府見解の中に明確に示されていると明記した上で、同見解が作られた当時から、その作成者である吉國一郎内閣法制局長官らの手によってこの基本的な論理が書き込まれていたとの旨を主張しています。

この法の支配や立憲主義を減ぼす究極の暴挙に対し、この間、同見解の作成契機となった国会答弁などの確たる物証などを基に国会での追及がなされてきましたが、安倍内閣は論理破綻した答弁拒否に終始しています。

しかし、各紙の社説報道や憲法学者の論文発表、違憲訴訟の提起などが相次いでおり、こうした主張をするのは日本中で安倍内閣だけとも思われる状況となっております。

安倍総理に伺います。端的にお答えください。

もし、安倍総理の主張するように、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理なるものが存在しないのであれば、つまり、存在するという安倍政権の主張が事実と反するものであれば、安倍総理は、違憲の解釈変更を強行し、それに基づく違憲の法案を国会提出し、成立した安保法制を運用した責任を取って、内閣総理大臣としてはもちろん国会議員としても責任を取る覚悟はございますか。明確に答弁ください。

重ねて、さきに安倍総理は、南スーダンPKOの自衛隊員に死傷者が出た場合、自衛隊の最高指揮官として総理を辞任する覚悟を持っていると答弁し、さらに、森友学園土地売却や学校認可に自身や夫人が関与していれば、総理だけでなく国会議員も辞職すると答弁しています。

昭和四十七年政府見解に憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実と反する場合は、違憲の武力行使で自衛隊員や国民が戦死することになります。であるならば、この安倍内閣の主張が事実と反する場合は、安倍総理は、総理大臣はもちろん国会議員を辞職する覚悟があるのか、こうした観点からも逃げることなく明確に答弁ください。

なお、安倍総理は、去る三月十九日の防衛大学校卒業式での訓示において、最前線の現場にあつて指揮を執る諸君と最高指揮官である私との紐帯の強さが我が国の安全に直結する、日本の国益につながっていると耳を疑うようなことを述べています。もし安倍総理が議員辞職の有無について明確に答弁しない場合は、この安倍総理の主張する自衛隊員との紐帯なるものは、自衛隊員を尊厳ある存在として扱わない、単なる独り善がりの独善的な暴言であることになります。

全自衛隊員は、安倍総理が頻繁に引用する服務の宣誓において、日本国憲法及び法令を遵守し、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えと誓っています。すなわち、自衛隊員は、安倍総理の手によって解釈変更された憲法九条解釈とそれに基づく安保法制を遵守し、命懸けで戦うと誓っているのです。であるならば、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実と反する場合は、安倍総理は、総理はもちろん国会議員を辞職する覚悟があるのか、自衛隊員の命と尊厳に懸けて、逃げることなく明確に答弁ください。

以上、三つの観点から安倍総理の覚悟を問いました。自称闘う政治家の信条に懸けて、逃げることなく、ごまかすことなく、具体的かつ明確に答弁をください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 小西洋之議員にお答えをいたします。

昭和四十七年見解に関するお尋ねがありました。

政府が繰り返し御説明している昭和四十七年見解の基本的な論理を分かりやすく申し上げれば、憲法第九条の下でも、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合には、例外的に自衛のための武力の行使が許されるというものであり

ます。

平和安全法制においても、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。これは、砂川事件に関する最高裁判決の考え方とも軌を一にするものであります。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制はその考え方に沿った判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものです。

また、平和安全法制は、国権の最高機関である国会において、二百時間を超える充実した審議の結果、野党三党の賛成も得て成立したものであり、現行憲法の下、適切に決定されたものであります。

もとより、平和安全法制は内閣として提出したものであり、その内容及び法の施行について、内閣の長たる内閣総理大臣として、そして自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟であります。

192-参-外交防衛委員会-2号 平成28年10月20日

○小西洋之君 稲田大臣に、今日質問通告で自衛隊の服務の宣誓という紙を配らせていただいております、こちらの七月一日の閣議決定の紙の十二ページですけれども。

ちょっと時間があれますので私が読み上げますけれども、自衛隊の服務の宣誓ですね、入隊する自衛隊員が全員行う宣誓です。「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、日本国憲法及び法令を遵守し、次、割愛させていただきます、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」という、まさに命の宣誓をしているところでございます。

私が質問しているのは、全自衛隊員が事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める、こんな宣誓をしているのは、警察官も消防隊員も誰もしていません。私もかつて公務員でしたけど、自衛隊員だけです。命懸けで戦うという自衛隊員が誓っている、日本国憲法及び法令を遵守し、安倍内閣の解釈変更によって安倍内閣が作り出した日本国憲法を遵守し、そして昨年強行採決した安保法制を遵守し、その下で命を懸けて戦うというふうに誓っているんです。誓わせている相手はあなた、あなたと言って恐縮ですけれども、稲田大臣です。誠実な答弁をしてください。法論理に基づかない不正によって捏造した解釈、それによって法律を強行採決した、そうではないかということを私は追及しているんです。そうでないという説明をちゃんと自衛隊員にできるような、自衛隊員の命、尊厳が懸かった質問をしているというふうに捉えていただきたいと思います。

じゃ、今、稲田大臣が長々答弁したものは後で簡単に論破させていただきますので、今のこの資料の七ページを御覧いただけますか。七ページ、あと八ページ、九ページでございます。

七ページは、今年の九月の十九日、昨年安保法制が強行採決されて一年がたった日でございます。朝日新聞の社説でございます。朝日新聞の社説。昨日、防衛省にはお届けして、質問通告もさせていただいておりますのでお目通しされていると思いますけれども、七ページですね。朝日新聞の社説、「まだ「違憲」のままだ」と。これは、日本の報道機関が初めて、憲法学者が違憲だと言っているからではなくて、報道機関自らの見識で安倍内閣の解釈変更は違憲だと断じた記事の一つでございます。その理由、線を引っ張っていますけれども、一九七二年の政府見解、昭和四十七年政府見解であるということでございます。

次、おめくりいただけますか。翌日の九月の二十日東京新聞ですね。「違憲性は拭い去れない」というタイトルでございます。やはり違憲だと断じているんですが、その根拠は昭和四十七年政府見解のこの読替えでございます。「それはあまりにも乱暴で、粗雑な議論である。当時、この見解作成に関わった人は、集団的自衛権を想定したものではないことを証言している。」というふうなことをっております。「安倍

内閣の手法は、歴史の検証には到底、耐えられない。」と言っております。

次の九ページ、共同通信の七月一日の配信記事、参議院選挙のど真ん中です。タイトル、「崩される「立憲主義」 危機感持って投票を」というふうにおっしゃっております。この昭和四十七年政府見解、実は、作った三人のうちの角田さんは御健在でございます。角田さんに、作った御本人にこの共同通信の太田さんという、有名な編集委員の方ですけれども、取材をされております。作った角田さんは、攻撃の対象は日本のこと、さっきの外国の武力攻撃の対象は日本のこと、同盟国のことは考えていなかったというふうにおっしゃっております。よって、共同通信の記事として、崩される立憲主義、危機感を持って投票をとということを書かれております。

これは、安倍政権の解釈変更の合憲性の法理、主張と真っ向から反する、それを否定する朝日新聞の社説であり東京新聞の社説であり共同通信の記事なんですけれども、これらの新聞記事は、安倍内閣、そして自衛隊・防衛省を所管する稲田大臣として間違っている、法理として間違っているということを述べているというお考えでよろしいですか。

○国務大臣（稲田朋美君） マスコミ各社の社説について政府としてコメントをすることは差し控えたいと思います。

その上で、平和安全法制は、国権の最高機関である国会において二百時間超の審議の上で成立をした、現行憲法の下で適切に制定され、憲法に違反するものでないことは、砂川判決に照らしても私は明らかだと思えます。また、与党だけでなく野党三党の賛成も得て、野党、十党のうち五党の賛成も得て、より幅広い合意を形成することができたというふうに思っております。

一昨年の総選挙において平和安全法制を速やかに整備することを公約として掲げ、信任を得ることができ、この夏の参議院選挙でも改めて平和安全法制の意義を全国各地で訴え、再び信任を得ることができたわけであります。私は、この平和安全法制は憲法に合致するものだと考えております。

○小西洋之君 もう答弁拒否で時間稼ぎをされるので。

新聞各社は違憲だと断じていますので、稲田大臣は最後に私は合憲だと考えているというふうにおっしゃいましたので、この新聞の記事が間違っているという答弁を国会でいただいたものと理解を、趣旨の答弁をいただいたものだというふうに理解をさせていただきます。

この昭和四十七年政府見解の読替えが法理でも何もない単なる暴挙であることは、実は今、憲法学者の皆様も論文で発表されるようになっております。この十一ページですね。

今年の岩波書店の「世界」という月刊誌の八月号ですね。野坂泰司先生という憲法学者、これ、司法試験の憲法問題を作る委員会の座長も務められたような著名な憲法学者ですけれども、この線を引っ張ってあるところですね。昭和四十七年政府見解のこの読替えは、もう牽強附会のそしりを免れない。

稲田大臣、牽強附会ってどういう意味かは御存じですか。

○国務大臣（稲田朋美君） 自分の都合のいいように論理をねじ曲げることですが、しかし私は、今回の平和安全法制がそういったものだと考えておりません。

○小西洋之君 牽強附会は、まさに広辞苑でそのとおり書かれておりました。さすがでございます。さすがでございます。

では、重ねて先ほどの質問に戻させていただきますけれども、吉國長官が作るきっかけになった国会答弁で、先ほどお示ししましたカラーの資料ですね。ほかに、この昭和四十七年の九月の十四日、もう吉國長官もこれでもか、これでもか、これでもかと、集団的自衛権はもう絶対にできないという答弁をされているんですね。

かいつまんで申し上げますと、左の下ですけれども、憲法九条の戦争放棄の規定によって他国の防衛をやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、九条をいかに読んでも読み切れない。(発言する者あり) 三ページの左下ですね。

○委員長(宇都隆史君) 横紙のポンチ絵です。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。

よろしいですか。もう時間があれですので、三ページの横紙の、さらに、この右上の方の答弁ですね、右上の方の答弁を読みますから見ていただけますか。

憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ。昭和四十七年見解を作った人ですよ、作るきっかけになった国会答弁ですよ。個別的自衛権しか九条の下では自衛権の発動として許されないというふうに言っているんですね。で、さっきの話、政策論として申し上げているのではなくて、法律論として言っているということをおっしゃっております。さらに、集団自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論を説明しているというふうにおっしゃっております。

この政治論、政策論、法律論の違いなんですけれども、安倍政権の主張はこういうことなんです。この昭和四十七年政府見解には作ったときから二つの法理が、法的な論理が含まれていた。一つはこれまでの個別的自衛権を認める法理、そしてもう一つは限定的な集団的自衛権なるものを認める法理が作られたと言っていたんですね。四十年間誰も気付かなかったんだけれども、一昨年七月一日に安倍内閣はそれを発見したというふうに言っているんですね、言っている。

私の質問は、だって、作るきっかけになった国会答弁で、作る人たちが全否定しているんだから、かつ、今御健在の方も生き証人として否定しているんだから、これはそういう文書じゃあり得ないでしょうということを聞いているわけでございます。

ところが、稲田大臣は、いや、当時は北朝鮮のミサイルとか、こういう危機がなかったとかいうことを先ほどさんざんおっしゃったんですが、関係ないんですね。憲法九条の下で自衛隊がどのような自衛権の発動ができるか。法治国家ですから、その自衛隊に限定的な集団的自衛権を許す法理がこの中に書かれているという安倍内閣の主張だけれども、書かれているかどうかを聞いているんですよ。これを作った当時に北朝鮮の問題があったかなかったか、そんな話じゃないんですよ。この中に集団的自衛権の基本的な論理がない限り、ない限り、安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする理屈を持っていないわけですから、そのことを私は聞いているわけでございます。

じゃ、稲田大臣に、最後に伺わさせていただきます。

作った真田次長は、よもや憲法九条が集団的自衛権を許しているとは思えないと言っています。角田当時第一部長は、集団的自衛権は全然行使できない、ゼロ、一切行使できない、絶対できない、憲法九条の条文を変えない限り集団的自衛権はできないとも後におっしゃっております。

作った方々が全否定している文書から、作った方々が集団的自衛権が九条の下では絶対許容できないというふうなことを、作るきっかけになった国会答弁、その前の国会答弁、その前後の答弁で、これでもか、これでもかとおっしゃられて作られたこの文書から、なぜ安倍内閣は集団的自衛権を合憲だと論理的に主張できるのでしょうか。その一点だけ簡潔に、さっきの服務の宣誓、自衛隊の服務の宣誓を思い浮かべながら答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 簡潔にとおっしゃいましたので簡潔に申し上げますが、昭和四十七年当時と今は安全保障環境を取り巻く状況が変わっております。(発言する者あり) それは関係あるんです。なぜなら、基本的な論理に当てはめる場合において安全保障環境が大きく変わっているということは、私は重要だと思います。

さらに、その吉國法制局長官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実になった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をされております。安倍内閣の、四十七年見解の基本的論理と軌を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌を一にする解釈であるというふうに考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今の、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。

今、稲田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載っております。外国の侵略が現実になった場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされる、新三要件の言葉ですね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言っているんですね。国会の議事録検索から一発で分かります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとるということを憲法は禁じているものではないというのが憲法九条に対する解釈の論理の根底でございますと、ここまで稲田大臣も読み上げました。

ただ、続きがあるんです、続き。その論理から申しまして、集団的自衛の権利という言葉を用いるまでもなく、他国が侵略、他国が侵略されるということは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態でないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。他国が侵略、同盟国に対する外国の武力攻撃という局面では、九条の下で日本は自衛の措置をとる段階ではない、とれないと言っているんです。じゃ、いつになったらとれるかということ、続き、日本への侵略、我が国に対する外国の武力攻撃、その局面が発生して、日本への侵略が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するというふうに言っております。

これ、実は、安倍内閣の読替えを否定する最強答弁の一つなんですけれども、重ねて伺います。

この吉國長官の答弁は、憲法九条の下において我が国に対する外国の武力攻撃の発生、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃の着手、そこに至った局面以外には、九条の下で自衛権の行使、自衛権の発動はできないということを法理として明確に示しておりますけれども、なぜ安倍内閣は、四十七年見解、外国の武力攻撃を同盟国に対すると読み替えれると主張しているのでしょうか。論理的に、法理としてお示ください。

○国務大臣（稲田朋美君） 基本的な論理は、今述べられたところと全く変わっておりません。ただ、当てはめにおいて、当てはめにおいて、当時の安全保障環境と今と大きく変わっているわけであります。

したがいまして、吉國長官が当時答弁された時代には、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というのは、我が国に対する急迫不正の侵害以外はなかったというのが昭和四十七年の当てはめであって、今の当てはめはそれだけではない、他国に対する侵害であったとしても、新要件の下で、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるということでございますので、何ら矛盾するものではないと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

稲田大臣から、まさに牽強付会、自分に都合のいいように無理に理屈をこじつけることを終始されて、自衛隊員の尊厳、国民の尊厳、そしてかつての悲慘な戦争の下で作られた憲法前文の平和主義の具体化である憲法九条の法理を安倍内閣はじゅうりんしている。

自民党の先生方、また、恐縮ですが公明党の先生方、これが解釈変更の実態なんです。こんな政治を許していいんでしょうか。国会の、国会議員の矜持に懸けてこの安倍政権に退陣をさせる、それが与野党を

通じた憲法の義務であることを申し上げて、質問とさせていただきます。
終わらせていただきます。

189-参-外交防衛委員会-14号 平成27年05月19日

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

一般質疑ということで、私の方は、安保法制が国会に提出をされ、それ以前に、国民の憲法を安倍政権が、安倍内閣がじゅうりんしたということでございますので、解釈改憲とこの安保法制の問題について追及をさせていただきます。

冒頭、今朝の朝日新聞にございまして、ちょっと資料の中に組み込めなかったんですけども、元内閣法制局長官宮崎礼壹さんという方のインタビューが載っております。

この法制局宮崎元長官ですね、二〇〇六年から二〇一〇年まで、安倍内閣から鳩山内閣まで内閣法制局長官を務めたと書かれていますけれども、横畠長官に伺います。宮崎長官が法制局長官であられたときに横畠長官は恐らく法制局の第一部長であられたと思うんですけども、第一部長として宮崎長官にお仕えたということで間違いないでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 多分、二部長であったかと思います。

○小西洋之君 では、その次の山本長官の下で第一部長をやられていたんでしょうか。いずれにいたしましても、横畠長官が元上司として仕えた方のコメントでございます。

法案に憲法違反の集団的自衛権行使が明示されているのは重大な問題だ。憲法違反の集団的自衛権行使というふうに言い切られております。政府が一貫して説いてきた集団的自衛権行使は、他国防衛を本質とするものであって、現憲法九条の下では認められないという解釈を根底から覆し、九条の規範性をなくす。米国の要請さえあれば際限のない海外での武力行使に道が開かれてしまう。そして、武力行使の新三要件は、この要件がほとんど歯止めになっていないことは明白だ、このようにおっしゃられているところでございます。そして一番最後に、このような法案を大幅に会期延長を強行して成立させようというのは、国会審議として異常と言うしかない、国民の覚悟と性根が問われているというふうにおっしゃっているところでございます。

横畠長官、元上司として仕えられた長官が、あなたが行っている、お認めになっている昭和四十七年見解の読み直し、あれに基づく集団的自衛権の行使容認というのは憲法違反であるとおっしゃられていますけれども、この宮崎元長官とは異なる見解をお持ちだということでしょうか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のとおりでございます。

○小西洋之君 宮崎長官以外にも、かつての元長官の方々が世の中でいろいろ法律家の良心、またそれ以前としてのまさに内閣法制局長官、法の番人としての良心を持って発言をされております。そうした声が横畠長官、かつて横畠長官がそうであられたように、長官の今は部下である法制局の職員の方々は元長官の法制官僚としての矜持の発言に恐らく胸を打たれていると思います。部下の方々に自分の職場、自分の職責に対して誇りを失わせることなく、また、法制局、私の知る限り法制局の官僚の皆さんはある意味国士集団でございますので、あらゆる政治的な圧力、そうしたものをはね飛ばして客観的な法の解釈を守るというのが法制局の官僚のあるべき姿ということを、私、かつて霞が関の官僚として教えをいただきました。そうした姿に長官も戻っていただければというお願いをさせていただきます。

ただ、これはお願いではなく、お願いと申しましたけど、そうしなければ長官の手によって憲法違反の戦争で自衛隊員が死に、日本国民が憲法違反の戦争で死んでいくことになるわけでございます。あなたは、繰り返しますけれども、国会が定めた内閣法制局設置法という法律に基づいて、政府の中の法の支配を守るために、年収三千万円以上のお給料をいただきながら勤務をなさっているわけでございます。あなたを任命した安倍内閣の、今霞が関でそのように呼ばれているそうですけれども、安倍総理の顧問弁護士として働くのがあなたの職責ではない。国会が定めた法律の使命に基づいて働くのがあなたの職責であるということを申し上げさせていただきます。

では、質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、福山先生の質疑の中で中谷防衛大臣が、これ、安倍総理と同じ見解をおっしゃっていて、尊敬する中谷大臣がそのようなことをおっしゃるのは私は本当に悲しい思いなんでございますけれども、自衛隊員は命懸けで日々そうした職務に従事しているので、新しい安保法制の下で集団的自衛権の行使を含め、そうした戦闘行為あるいは危険な任務に当たることも当然のことであるというようなことをおっしゃっていたと思いますけれども、今お配りしている資料の、いつものこのカラーの資料とはまた別の、専守防衛について書いた資料がございまして、その一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。一番最後でございます。自衛隊員の服務の宣誓、これも何度も何度も委員会で取り上げさせていただいておりますけれども、中谷大臣に伺わせていただきます。

全自衛隊員が任官に当たって宣誓している、自衛隊法五十三条に基づいて行っている服務の宣誓、通称命の宣誓でございます。一番最後のところを読み上げさせていただきます。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」とっております。つまり、いざ有事の際には命懸けで戦うと、そして国民の負託に応えるということを誓っているわけでございます。

中谷大臣に伺います。この国民の負託、国民の負託というのはどういう意味でしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国民の負託というのは、国民からそういうことを是非お願いしてほしいという希望や思いに応えるということだと思います。

○小西洋之君 大臣、ほしいというそのお願いや希望というふうにおっしゃりましたけれども、ちょっとそういう言い方では少し足りないのかもしれないかもしれませんが、今せっかく答弁いただきましたので、それを踏まえて更に質問をさせていただきます。では、よろしいでしょうか、中谷大臣。

集団的自衛権の行使、安倍内閣の解釈改憲によって生み出した集団的自衛権の行使、また今安保法制で立法化しようとしておりますその集団的自衛権行使の戦闘に、自衛隊員が戦ってほしいという国民からのお願い、希望はいつどこであったんでしょうか。この命の宣誓にある国民の負託はいつどこで、国民の集団的自衛権の行使の戦闘で自衛隊員に戦ってほしいというお願いと希望はいつどこでどのようなものがあったんでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国民の命と幸せな暮らし、これを守るということは政府の最も重要な責務でございます。そういう意味において、政府として国民の命と幸せな暮らしを守るということだと思います。

○小西洋之君 もう一度伺います。

集団的自衛権の行使は今まで憲法違反でしたので、この服務の宣誓の冒頭二行目、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、」と書いていますけれども、今まで日本国憲法には存在しなかった武力行使ですね、その武力行使によって命懸けの戦闘をしてくださいという国民のお願いと希望はいつどこでどういう内容のものが新たに、新たにですよ、今までなかった武

力行使なんですから、いつどこで新たにそうしたものがあつたんですか、具体的に答弁ください。

○国務大臣（中谷元君） この委員会でも議論をされておりますけれども、憲法九条から認められる基本的な論理、これによって国民の命と暮らしを守る、そのために政府として与えられた権限、権利に基づいて行動ができ得るというふうに思います。

○小西洋之君 基本的な論理というのは安倍内閣の行った閣議決定ですので、じゃ確認ですけれども、集団的自衛権の行使に命懸けの戦闘をしてほしい、してくださいという国民の願いとその希望というのは、安倍内閣の行政権の行使ですね、閣議決定、そして今、国会で安保法制を審議、強行されようとしていますけれども、内閣と国会のそういう行為でしかないということによろしいですか。国民からの直接の願いと希望はないということによろしいですか。

○国務大臣（中谷元君） やはり国民の命と幸福な暮らしを守るというのは政府の責務でありますし、日本国民としてはそういうことは誰も願っていることではないかと思えます。

○小西洋之君 私は、日本国民は、私も地元の千葉を活動する中で、自衛隊員の皆さんのその生活官舎たくさんあります。官舎に行けば子供たちの三輪車が置いてあります。ベランダには子供たちの服が干してあります。我々と同じ市民、我々と同じ仲間です。我々と同じ市民、同じ仲間が、ある日突然、内閣とあるいは国会の決めた閣議決定と法律だけで今まで禁じられていた戦闘行為で行って命懸けで戦うと。そんなことを、ああ、あの人たちは自衛隊員だから当たり前だと思ふような日本国民ではないと思いますよ、私は。そういう場合は国民の負託って何なんでしょう。

私がさっきから伺わせていただいているのは、まさに解釈改憲が立憲主義に反するというその本質を伺わせていただいているんです。国民の負託というのは国民投票ですよ、主権者である国民の憲法改正の国民投票ですよ。国民投票によって、その中で本当に集団的自衛権というものが施策として必要なのか。また、その中で、まさに福山先生が先ほど質問なさっていた、自衛隊員はもう間違いなく戦死するんです。自衛隊員に戦死してもらわなければいけない。日本に武力攻撃が発生していない、発生しない、永久に発生することはない、そういうケースですよ、集団的自衛権は。にもかかわらず、自衛隊員に我々の代わりに死んでもらわなければいけないのか。そのことを国民が考え抜いて決断をする、その決断の国民投票こそが国民の負託なんです。

大臣、そのように思われませんか。国民投票なく、この服務の宣誓の国民の負託というのが成り立つとお考えですか。

○国務大臣（中谷元君） 政府としては、国民の命と幸せな暮らしを守るということはその責務でありまして、それが実現できるようにいたしますし、また、国民は誰もやはりこの国に生活をし、そして自分たちの命と幸せな暮らし、これはしっかり守っていただきたいというふうに思っているものだと思います。

○小西洋之君 私は先ほど、日本国民というのは自衛隊員に新たな武力行使によって自分たちのために死んでもらうことを政府や国会に任せるような、そういう国民ではないというふうに申し上げました。それが間違いでないことをお示しさせていただきます。同じ資料の三ページですね、前から三ページを御覧いただけますか。

もうこれも何度も国会で取り上げてまいりましたが、憲法前文の平和主義、三つの平和主義があるというのが憲法前文には確立した政府の憲法解釈、安倍内閣でも変わりません。

横島長官に伺います。

下の憲法の前文がありますね、の一つ目の平和主義ですね、網掛けをしているところ。「日本国民は、」「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあります。

二行目の「再び戦争の惨禍」、この戦争の惨禍というものです、これ政府の答弁がこの裏にも付けてありますけれども、この戦争の惨禍には、かつての戦争で亡くなっていった日本軍の兵士、日本軍の兵士の悲惨な、無残なあの死もこの戦争の惨禍として含まれる、もちろん日本軍の兵士ですから職業軍人もいれば赤紙で徴兵でさらわれていった兵隊の皆さんもいるわけですが、日本軍の兵士の死もこの戦争の惨禍に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まさに戦争の惨禍一般、具体の戦争を前提としたものでございますけれども、全てのまさに戦争の惨禍を指しているものと理解しております。

○小西洋之君 先ほどの宮崎元長官を見習ってきちんと答弁なさい。まあ一般というふうに、全ての惨禍とおっしゃったから、当然、元日本軍の兵士、一般市民、徴兵でさらわれた方々も含めて含まれるというふうに解させていただきますけれども。

であれば、中谷大臣、よろしいですか。三月二十日、これを安倍総理に私は突き付けました、予算委員会で。安倍総理はレッテル貼りだと言って逃げまくりましたけれども、非常にひきょうな、卑劣な態度を、答弁を繰り返しましたけれども。私が聞いたのは、ここを、子供たちの義務教育の教科書ですね、覚えていらっしゃると思いますけれども、義務教育の教科書にこの言葉が載っているわけですね。そして、安倍総理にこのように伺いました、この教科書、自衛隊員の子供たちがこの教科書で習っています、その自衛隊員の子供たちに理解できるように、届くように説明してくださいと。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、日本国民は、先ほど私が申し上げた私たち日本国民ですよ、そういう国民なんです、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。つまり、日本国民の国民主権は、ただの国民主権ではないわけですよ。過去の国家権力、我々国会も含みますよ、内閣や国会が起こした、あるいは軍部が起こした、そうした戦争を二度と起こさせない、国家権力に二度と戦争を起こさせない、そのために天皇主権の国を改めて国民主権という原理を採択して、それに基づく憲法を作ったわけです。つまり、日本国民の国民主権は、ただの国民主権ではない、国家権力に二度と戦争を起こさせない、そのための、平和を守るための国民主権なんですよ。

であるならば、集団的自衛権の行使、これまで憲法にはないと歴代政府は言っていたものです、その新たな武力行使、一般的な戦争ですよ、今、横島長官が答弁なさいました、集団的自衛権の武力行使を行えば、自衛隊員は戦死するんですよ、自衛隊員の戦死もこの惨禍に入るんですよ、当然。日本軍の兵隊たちが入るんでしたら、当然、自衛隊員の戦死も入るんですよ。もちろん、集団的自衛権を行って反撃を受けて亡くなる日本国民、それもこの戦争の惨禍ですよ。

よろしいですか、もう官僚のメモを見るんじゃなくてお答えいただきたいんですよけれども、では、中谷大臣に伺います。

まさに、憲法の平和主義は憲法九条の解釈をこれは拘束します。国家権力が新しい戦争、武力行使を起こしてはいけないというふうに書いてあるんです。これをやるためには、主権は国民に存する、そのための国民主権だと言っているんですから、主権の行使、つまり国民投票をしなければいけないんですよ。すなわち、先ほどの服務の宣誓の国民の負託というのは、まさに憲法の平和主義の求めている、新しい武力行使を解禁するときの国民投票なんですよ。

中谷大臣に伺います。自衛隊員は、集団的自衛権の行使をすれば必ず戦死します。その集団的自衛権の

行使を憲法改正の国民投票をせずに行うことは、憲法の平和主義に反する、そして服務の宣誓に反するということになるというふうにお考えになりませんか。

○国務大臣（中谷元君） これ、戦争というものの意味するところでございますが、通常、戦争といえますと、国連、国際連合にもうたわれておりますように、戦争というのは禁止をされています。その代わり、武力の行使、これは認めるということで、国連憲章においては個別的自衛権、集団的自衛権ということは認められているということです。

我が国は憲法がありますので、この憲法に基づいて、自衛権に基づく国を守るための武力行使が認められておりまして、これまでも憲法による自衛の措置ということで我が国の平和が守られておりました。戦争を行ったということはございませぬし、これまでも、戦争を起こすということはありませんということです。

○小西洋之君 中谷大臣は、国際法上の武力の行使と戦争というのはお話が違うので、憲法の前文は「再び戦争の惨禍」と言っているのです、そこはずれているというふうにおっしゃっているんですね。

じゃ、横島長官に伺います。

次のページの四ページですね。過去の吉國長官です。本物の法制局長官が御説明されているんですね。二つ目の丸ですね。先ほど私が御説明したとおりですけれども、「過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民がひとしく受けたというところに着目をいたしまして、」というふうに言っております。過去の戦争ですね。日本が満州事変以降に戦った全ての、いわゆる一般的な意味での武力行使あるいは戦争というものを全部含むという理解でよろしいですね。

ここで言っている戦争というのは国際法上の戦争だけを含むのであって、例えば満州事変、宣戦布告ありませんから武力の行使だと言われていますけれども、あれは含まないとか、そういう理解には立たないですね。様々な戦争、様々な武力行使が複数重なっているのが満州事変以降の太平洋戦争の一九四五年の終末に至るまでの我が国の国家行為だったと思いますけれども、そういう理解でよろしいですね。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 吉國当時長官が、大方の憲法学者の解釈であるということで御紹介した部分でございますけれども、そこに言われております過去の戦争と言われますのは、いわゆるその当時事変などと言われたようなものも含んでいるものと考えられます。

○小西洋之君 慎重に慎重に答弁をなさっているんですけれども、よろしいですか、中谷大臣。満州事変以降は私よりもはるかに歴史にお詳しいと思いますけれども、いわゆる一般的な戦争から武力行使までいろんなものを日本軍は行ったんです、日本国家は。それらを含めて過去の戦争というふうに言っているわけです。

後ろのその防衛省の事務方も、立派な大臣です、こんなメモを出すんじゃないですよ、あなた方。余り官僚の皆さんをこういうふうに言うのも私の流儀じゃないですけれども。もう任せればいいんですよ、政治家の答弁に。まさに政治家の本懐で答えることじゃないですか。分かりましたか。

じゃ、今申し上げましたように、もう国民の負託がないんですね、集団的自衛権は。中谷大臣がおっしゃった、国民からのお願い、希望、私たちのために命懸けで戦ってくださいというお願いや希望がないと。そのお願いや希望というのは、立憲主義の民主制の日本国においては、憲法改正の国民投票以外の国民の負託というのはあり得ないんですね。そのことを憲法の前文の平和主義は、まさに憲法九条の解釈と相まって、法規範として、内閣に、我々国会に対して命令しているわけです。そのことをよく御認識をいただきたいというふうに思います。

では、昭和四十七年見解のこの読み直しの方に議論を進めさせていただきたいと思います。

これももう何度も取り上げさせていただいておりますけれども、このカラーの資料一枚目をめくっていただきまして、外国の武力攻撃という言葉が裸で書かれている、我が国に対するというふうには書かれていないと。だから、我が国に対する以外に同盟国等に対する外国の武力攻撃ということも読めるんだ、読んでいいんだというふうに考えて憲法九条解釈の基本的な論理なるものを捏造して、その下に新三要件を導き出したというのが解釈改憲の構図というものでございます。

まず国家安保局に事務的なことを伺わせていただきますけれども、昨日レクを要求したことなんですか、よろしいですか。

昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。あれば具体的に明示していただきたいと思うんですけれども、ありますでしょうか。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

そのようなものはないと承知をしております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

既に、さきに、昭和四十七年政府見解以前にも、そういう限定的な集団的自衛権が憲法九条によって許容されているということを明示した国会答弁や政府見解は一つもないというふうに言っております。前にもなくて、今答弁いただいたように後にもない。つまり、あるというふうに安倍内閣の方が言っているだけなんですけど、これだけなんです。昭和四十七年見解しかないわけです。

つまり、この昭和四十七年見解が限定的な集団的自衛権を法理として認めていると読めなければ、安倍内閣の解釈改憲というのはもうその瞬間、根っこから倒れるわけです。安保法制も全部倒れる。国民の憲法をじゅうりんしたわけですから、当然内閣は総辞職です。アメリカの議会であのような従属演説をなさっているわけですから、私は従属演説だと思っている、日米安保の価値を安売りしていると思っていますけれども、当然、その国際責任も取って総辞職。二か月後にはそういう火の海の世界が現れると私は思っていますけれども、そうでなければ日本は法治国家ではないと思いますけれども。

では、これ国会で取り上げ、もう何度もこの委員会でやらせていただいたことですが、もう一度中谷大臣に、その読み直しが本当にできるのか、できるわけがないというふうに思いますけれども、できないんじゃないかということを確認をさせていただきます。

この資料の三ページをおめくりいただけますでしょうか。吉國長官の議事録ですね。政府が昭和四十七年政府見解を作るきっかけになった、作る約二、三週間前ですけれども、に行った参議院の決算委員会での議事録です。この議事録自体も既に御紹介をさせていただきました。

真ん中、下の方に「外国の侵略に対して」という太い文字がありますけれども、この辺りから進めさせていただきますけれども、局面というのは外国の侵略が日本に発生しているときです。「外国の侵略に対して」、「外国の侵略」、もう一つ言葉がありますけれども、その外国の侵略が防げなかった、その侵略が現実に関起った場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなったわけでございます。」。そうなったわけというのは、海外派兵は、つまり集団的自衛権の行使はできるのかという質問ですので、できないというふうに答えているわけですね。

中谷大臣に伺わせていただきます。

これは昭和四十七年見解の、安倍内閣の皆さんが行った、中谷大臣は着任前ですから大臣には罪はないわけですが、大臣は官僚の皆さんにだまされているわけですが、そんな読み直しは絶対できないというもう核心中の核心の部分です。よろしいですか。

この「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる」、四十七年見解、また七月一日の閣議決定、新三要件の文言ですね、前回申し上げましたけど、ここで初めて出ているんですね。日本の議会でこの言葉は一度も言われたことがないんですね。ここで初めて言われたことを四十七年見解に盛り込んでいるんですね。

そうすると、その下の灰色、書いているところですけども、その生命などが根底から覆されるというのは、論理の流れからすると、外国の侵略や武力攻撃が発生して、そこで初めてそういう覆されるおそれが生じて、それを防ぐための必要最小限の自衛のための必要な措置、「自衛のため必要な措置」という言葉も四十七年政府見解の文言と軌を一にしていますね、それができるんだと。それが憲法九条の解釈の論理の根底なんだ、よろしいですか、その論理ですよ、論理。その論理からして、次ですね、「他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが日本国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない」というふうに言っているんですね。

ところが、昭和四十七年見解の読み直しはどういうことでしょうか。ここが一番上のページですね。外国の武力攻撃の前に、同盟国等に対するという文言を入れて、同盟国等に対する外国の武力攻撃によって、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、つまり、覆されることがあるというふうに勝手に認識することなんです。

ところが、吉國長官は、日本とは別なほかの国が侵略されている、それだけの状況であれば、日本国民の、言葉は順番入れ替わっていますけれども、幸福追求の権利や生命や自由というのは侵される状態ではないと言っているんですね。結論として、「日本が自衛の措置をとる段階ではない。」、昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直しというのは自衛の措置がとれる段階でそれが限定的な集団的自衛権だと言っているんですけども、自衛の措置はとれないというふうに言っているんですね。

中谷大臣に伺います。

昭和四十七年見解を作り、決裁した法制局長官が、その作るきっかけとなった質疑で、日本以外の他国に武力攻撃が発生している、それだけの状況では日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利は根底から覆ることはないと言っているのに、それが覆ることがあるというふうに四十七年見解を勝手に読み替えるというのは、便宜的な、意図的な、恣意的な法令解釈、許されない行為ではありませんか。

○国務大臣（中谷元君） この答弁は四十七年の政府見解を出す際にお述べになったことでございますが、これまで政府は、昭和四十七年の政府見解のとおり、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものがあるとして、武力行使が容認されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきました。

これは、憲法九条の下において例外的に許容される武力行使についての考え方を整理して述べたものでありまして、その後の政府の説明もここで示された考え方に基づくものでございます。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境が変化をいたしまして、それを踏まえて示された解釈というのは今次閣議決定されたものでございまして、このような意味で、集団的自衛権の行使が憲法上容認されるか否かという点では、あくまでも昭和四十七年の政府見解で示された基本的論理の当てはめの帰結でありまして、基本的な論理そのものの一部ではないということでございます。

○小西洋之君　まるっきり答弁になっておりませんけれども。

今年、大臣とともに習志野第一空挺団の新年初降下を私も拝見させていただきましたけれども、去年と続けて、一番先頭に隊長と一緒に降下してきたのはまだ十八歳の隊員だということでございます。そういう方々の命を預かっているということをやはり我々はかみしめなければいけないと思います。

この吉國長官の答弁が言っているのは、私が御説明しますね。我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度の実力の行使、自衛の措置ができるのが解釈の論理の根底で、その論理から申しましてと言っていますね。その論理からいって、我が国に武力攻撃が発生しない状況で日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ないと言っているんですよ。

昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直し、四十七年見解の読み直しというのは、四十七年見解には二つの法理があるというふうに言っているんです。一つは、従前からあった個別的自衛権の法理です。もう一つは、限定的な集団的自衛権も法理としてそこに含まれているんだということを皆さんはおっしゃっているわけですよ。そんなものはあり得ないと言っているんです。個別的自衛権を許容するその法理をもって、その法理が存在する前提である国民の生命などが根底から覆ることなんというのはあり得ないと。そして、日本がまだ自衛の措置をとる段階ではない、自衛の措置は認められない、憲法違反だと言っているんです。そういう答弁なんですよ。

もう、ちょっと時間ですのであれですけれども、大臣、こんな言葉遊びで、同盟国等に対する外国の武力攻撃というそんな言葉遊びで集団的自衛権という憲法違反の武力行使、先ほど宮崎長官がおっしゃった、宮崎元長官も、この四十七年見解の読み直しは絶対に認められないとおっしゃっていますというふうに伺っていますよ、私は、伺っているというのは、仄聞していますよ。皆さんそうおっしゃっていますよ、元長官の方は、こんな言葉遊びで国民の憲法をじゅうりんして、自衛隊に集団的自衛権の行使を起こして、自衛隊員を戦地に送って戦死させていいんですか。自衛隊員はそのことを理解、納得できるんでしょうか。

次のページを開いていただきますと、四ページの一番下です。前回も御紹介しましたけれども、「憲法九条をいかに読んでも読み切れない」と書いているんですね、他国の防衛をやるということは。我が国は、憲法九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れないというふうに言い切っているんですね。いかに憲法九条を読んでも読み切れないと言っているのに、それに基づいて作った昭和四十七年政府見解に集団的自衛権を認めるわけじゃないですか、限定的な集団的自衛権なるものも含めて。

どうか、岸田外務大臣も、お二人よく考えていただきたいんです。もう先ほども申し上げました。四十七年見解以前には、政府見解もこう書いているのは当たり前ですよ。憲法の条文を変えない限り限定的なものを含め集団的自衛権の行使は違憲であるというのが確立した答弁でしたから。四十七年見解以前も以降もないんです。この四十七年見解の読替えしか皆さんは根拠を持っていないんです。その読替えなんか許されないということを、この四十七年見解を作った内閣法制局長官がこれほどこっぱみじんに、こっぱみじんにですよ、完膚なきままにおっしゃっているわけです。

これを聞いている外務省や防衛省の記者クラブの皆さんは、まだこういうことを報道を十分されていませんけれども、こういう世紀のスcoopを報道しなければ後々キャップやデスクに怒られることになって出世できなくなっちゃうと私もひそかに心配しているんですけれどもね。

これが解釈改憲のまさに根幹なわけですよ。

大臣、よろしいですか、もう一度一言だけ答弁いただきたい。大臣は、憲法九条に限定的な集団的自衛権がひよっとしたらないんじゃないかというふうにお思いになっていないですか。

○国務大臣（中谷元君）　私は、日本の国の防衛、安全保障を担当する大臣でございます。

我が国を取り巻く安全保障環境というのは本当に変化をし、本当に厳しくなっておりまして、今後

他国に対する武力攻撃があったとしても、その目的、規模、態様等によっては我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得るということで、こういった基本的論理、これは維持をいたします。そして、今の現状に合わせて考えると今回の閣議決定に至ったということでございます。

○小西洋之君 私が申し上げているのは、七月一日の閣議決定の基本的な論理と新三要件、皆さんそれに基づけばいいんだと言っているんですけれども、そこが成立していないということを言っているんですよ。基本的な論理は成立していないんですよ。なぜなら、その外国の武力攻撃という言葉の読替えが許されないことをそれを作った人たちが示しているから、新三要件によって成立していないんですよ。

遠藤周作の小説に「沈黙」という小説があります。かつて尊敬した師がキリスト教を棄教してしまって、日本にやってきた若いキリスト教の司祭です。日本で迫害を受けて、そこから逃れる間に一瞬こういうことを考えたことがあります。もしこの世に神がいなかったら私は一体何をしているんだろう、考えたことがありました。

中谷大臣も岸田大臣も実はそういうことをお考えになっているんじゃないかというふうに思います。ただ、大臣たちが思われる以上にもっと我々が考えなければいけない、もっとあってはならないことは自衛隊員たちがそういうふうに思うことです。

私は、国会議員の政治生命を懸けて、この解釈改憲を必ず打倒する、二か月後には火の海となって安倍内閣は倒壊しているでしょう、総辞職しているでしょう、それをするために民主党の党見解にもこの四十七年見解の読み直しは憲法違反であることはしっかり書かせていただいております、安倍内閣を倒閣するために全力を尽くすことをお約束をして、質疑を終わらせていただきます。

189-参-予算委員会-10号 平成27年03月20日

○小西洋之君 全く質問に答えていらっしゃいません。安倍総理の集団的自衛権を解禁した新三要件が成り立つためには、憲法九条の解釈指針の効力を持つ憲法の前文の平和主義と整合しないといけない、適合しないといけないということを私は聞かせていただいているわけでございます。自衛隊員の子供たち、学校で義務教育で習っている自衛隊員の子供たちに何ら声は届かない。また、このテレビの向こうで、この日本の平和主義が変わろうとしているそのことに不安を持っている国民の皆さんに、何ら今の安倍総理の答弁は届かなかったと思います。

ちょっとフリップを御用意いただけますでしょうか。安倍総理が自衛隊員は命を懸けて戦う存在だというふうにおっしゃいました。安倍総理が大好きな自衛隊員の服務の宣誓という、自衛隊法五十三条によって全自衛隊員が入隊に当たって行っている宣誓がございまして。下の下線の部分を御覧いただけますでしょうか。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」ということを書いております。皆さん、これを御覧いただきまして、この文章、危険を顧みず、つまり、いざ有事の際には、命の危険を顧みず、命を張ってでも国民を守る、責務の完遂に務めるというふうに書いてあるわけでございます。

皆さん、この服務の宣誓、一番大切な言葉は何だと思えますでしょうか。安倍総理は、自衛隊は命を懸ける存在だから、新しい戦争でも命を懸けて当たり前だというような答弁をされておりました。一番大切な言葉は、「国民の負託」です。一番最後にある国民の負託です。自衛隊員は我々と同じ市民、我々と同じ国民なんです。我々と同じ仲間、市民である、国民である自衛隊員が我々のために命懸けで戦っていたくためには、日本の民主主義のプロセスの国民の負託がなければいけないんです。それが先ほど申し上げ

げました憲法の平和主義の一番初め、政府の行為によって戦争の惨禍が起こすことを許さないという国民主権。それを、国民主権の承認である憲法改正の国民投票、それがこの国民の負託そのものなわけでございます。

このように、安倍総理の行っている解釈改憲は、憲法の平和主義そのものを否定する行為でございます。日本国民の皆さんが、そして私たちが、日本国は平和主義の国だというその根拠はたった一つしかございません。憲法の前文の平和主義しかその根拠はないわけでございます。それと矛盾する集団的自衛権の行使を犯してしまっただけで解釈改憲を強行すれば、もう私たちは平和主義の国だというふうには言えなくなってしまうわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、一切の憲法を排除する、そして解釈上も全世界の国民の平和的生存権と矛盾しますから、七月一日の解釈改憲は違憲無効です。

国民の代表の国会議員として、国民の皆さんの平和主義の憲法第九条は、昨年七月一日以前と何ら変わらない法規範として存在し続けることを、この国権の最高機関の参議院の第一委員会の予算審議の場で、安倍総理と安倍内閣の皆さんに対して宣言をさせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

実は、この平和主義を切り捨てた瞬間に、さっき申し上げました正当防衛の戦いでない戦争ができることになっておりますので、専守防衛でも実はなくなっています。専守防衛も教科書にございますけれども、それもなくなっているということでございます。

ちょっとこれ、時間がございませんので割愛をさせていただきます、こちらの資料を御覧いただけますでしょうか。

今申し上げました平和主義との関係で、安倍総理はとんでもない暴挙を犯しています。それと同じく、国民の皆さんをだます暴挙を安倍総理がやっていることを御指摘をさせていただきます。

七月一日の解釈改憲のときに安倍総理が何度も使ったフリップでございます。親子が避難をしている図でございます。朝鮮半島で戦争が起きて、日本の同盟国のアメリカとしましょう。それから、先ほどイランのことをおっしゃいましたけれども、私も、イランは大統領が替わって、まさに国際協調主義に立ってくれるような、そういう国になったと思っております。申し上げましたように、イランを卑下するつもりは全くございませんので、そこだけはきちんと念押しをさせていただきます。

アメリカと、ここも北朝鮮としましょう、北朝鮮を卑下するつもりはございません、戦争を起こして、乗るわけはないんですけれども、アメリカの軍艦になぜか日本の国民の皆さん、親子が乗って避難をしているという図でございます。安倍総理は、まさにこの親子を助けるために閣議決定を強行したんだというふうにおっしゃっています。

フリップを外していただけますでしょうか。

一番上の段は、七月一日の安倍総理の解釈改憲の後の、安倍総理の夜の記者会見です。書いてございます。この日本人ですね、アメリカが救助のために輸送しているこの日本人の命を守るために、それをできるようにするのが今回の閣議決定だと言っております、まさにこの母と子供を守るために。

しかし、そこから三か月後の、下の、先ほど答弁いただきました横畠内閣法制局長官、私の外交防衛委員会における追及におきまして、この安倍総理の言葉を真っ向から否定してしまっております。集団的自衛権を発動する三要件のうちの一つは、個々の国民のことを考えているのではございません、国の存立、分かりやすく申し上げれば日本の国そのものが危険に陥る、そして日本国民全体が危険に陥る、そういうことを言っているというわけでございます。

つまり、安倍総理は、分かりますように、この親子を助けなければいけないというふうに国民の皆さんをあおり立てておいて、実際の政府の解釈は、この親子を守るための集団的自衛権の行使ではないわけでございます。

じゃ、次のフリップをお願いいたします。

ここで、簡単に今申し上げたことをまとめさせていただきます。なぜ憲法の条文を変えない限りできないと言われていた集団的自衛権の行使ができるようになって、それが歯止めなきものになっているかということでございます。

一つは、今申し上げました、事実をでっち上げているんです。命を守るべき日本国民が誰だか分からないんです。かつ、その国民を助けるために集団的自衛権しか手段がないのかも分からないんです。この事実のでっち上げというものは、法令解釈の世界では立法事実のでっち上げと言いまして、絶対やってはいけない禁じ手と言われていています。昭和五十年の最高裁の薬事法違憲判決は、この立法事実がないことをもって違憲無効と切って捨てているところでございます。

そして、プラス平和主義の論理を切り捨てているんです。何を守るものかも分からないから、実際の運用に当たってはもう何が基準か分からないわけです。何でも集団的自衛権が発動できるんです。かつ、平和主義も切り捨てられていますから、歯止めなきものになります。

ここで、お待たせいたしました、安倍総理にこの質問の中で一番大切な質問をさせていただきます。今のまとめでございます。テレビの向こうの国民の皆さんも、安倍総理が行った解釈の変更が本当に法令解釈の名に値するものかどうか、一緒に確認をさせていただきたいと思います。質問の最後に、一番大切な、強烈な質問を安倍総理にお願いさせていただきたいと思います。

実は、安倍総理のような内閣総理大臣がそのたびに憲法の解釈を変えることができしまうと日本は法治国家ではなくなってしまうので、内閣総理大臣といった国家権力者がみんなで守らなければならない憲法解釈のルールが国会で確立しております。憲法解釈の原則といいます。一つ一つ確認してまいりましょう。

当該法令の規定、つまり憲法九条と集団的自衛権を考えるとときには、憲法九条とその解釈指針である平和主義と一緒に考えないといけないんですね、前文を。当該法令、九条と前文の規定の文言、趣旨等に即しつつ、憲法の前文を切り捨てていましたね。法制局は審査すらしていませんでした。閣議決定の中にも、文言にも入っておりません。

次、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、我が国の平和主義の立法意思は何でしょう。国家権力によって二度と戦争を勝手に起こさせない、そのことを無視していますね。そして、議論の積み重ね、全体の整合性、これは国会の議論というわけでございます。国会で、憲法の平和主義の解釈指針を国会答弁で確立しているのに、それを切り捨てている。そして、一番大切なこと、論理的に確定される。先ほどの義務教育の子供たちが学んでいるその教科書の平和主義、それについてきちんと集団的自衛権が矛盾がないかどうか説明してくださいとお願いしましたけれども、安倍総理は何ら論理的な説明ができませんでした。

つまり、法令解釈は成立していないんです。閣議決定は違憲無効なんです。そして、仮に政府において、このように平和主義を切り捨てたりして、事実をでっち上げたり、憲法解釈を便宜的、意図的に変更することがあれば、その下には書いていますね、政府の憲法解釈そのものを、あるいは憲法そのものについて国民の信頼が損なわれかねないと書いております。

ここで、安倍総理に伺います。

あなたが行った七月一日の憲法九条の解釈の変更、それはあなたが安倍政権においてもこの憲法解釈の原則に従って行うということを国会で答弁をされています。この原則に適合するのでしょうか。私が今指摘した矛盾についての的確に分かりやすく明確に答弁をなさって、この憲法解釈の原則に七月一日の解釈変更が適合するか、御説明をいただきたいと思います。

○小西洋之君 岸田大臣は栄光の派閥、宏池会を率いられる方で、私も尊敬する政治家でございまして、是非この解釈改憲を止めていただきたい。

残念ながら、私が今伺ったのは日米安保の条文の解釈を伺っただけなんですけれども、お答えいただけませんでしたけれども、同僚の委員の皆様はもう御理解いただいているとおり、つまり条文の明文規定にあるわけでございます。仮に何らかのケースにおいて日本がアメリカのために集団的自衛権の行使ができなかった場合があったとしても、それはアメリカとしては、条文上、条約上、日本はアメリカのために集団的自衛権を行使できないのだから、それはしょうがないと。しかも、先ほど御答弁いただきましたように、日本にそのために集団的自衛権の行使ができるようにというふうにアメリカが要求したことはこれまで一度もないというわけでございますから、よって、私は、日米安保が壊れると、それは極めて国民をだます非常に卑劣な政治家としての言説である、これは安倍総理に対してですけれども、指弾をさせていただきますと思います。

じゃ、次に移らせていただきます。次の資料七を御覧いただけますでしょうか。非核三原則でございますけれども、ちょっと時間が押してしまいましたので、この非核三原則、まさに国会、衆参でこれは国是として累次の、右側にありますけれども、決議が積み重ねられて、この左側は外務省のホームページ、字が小さくて恐縮でございますけれども、歴代内閣、つまり安倍第二次内閣も含め、これらの国会決議を尊重し、非核三原則を堅持しているということで、外務大臣も、また防衛大臣も異存がないと思います。もし異存があれば手を挙げていただけますか。ないようでございます。答弁は結構です。では、異存がない、尊重するというところでございます。

では、その上で防衛大臣に伺わせていただきます。資料、もう一つの組みのですね、防衛大臣の自衛隊法上の役割と書いた紙を御覧いただけますでしょうか。自衛隊法上、安倍総理大臣が自衛隊法七条によって自衛隊の最高指揮監督権を有する者になっておるわけでございますけれども、じゃ、小野寺大臣はどういう役割かといいますと、下線を引かせていただいた部分でございますけれども、個別の戦闘に当たってまさにその戦闘行為を指揮する司令官そのものでございます。自衛隊員が自衛権の発動の際に命懸けで、まさに命を懸けて戦う、その戦闘行為を指揮する。まさに自衛隊員の命を預かる司令官そのものが小野寺防衛大臣でございます。また、その下、自衛隊法三十一条は、そうした命を預かる自衛隊員を小野寺大臣は自らの権限において任用、つまり採用されているわけでございます。

次の資料二を御覧いただけますでしょうか。平成二十五年の募集案内を付けさせていただいておりますけれども、真ん中に今の自衛隊が使っているキャッチフレーズですね、「平和を、仕事にする。 自衛官募集」。戦後の世界史において濫用の危険が排除されていない集団的自衛権の行使を仮に可能にした場合に、平和を仕事にすることになるのでしょうか。私はそうは思いませんが。平和を仕事にすると言えるのはあくまで専守防衛、自衛のためであって、他衛、集団的自衛権の行使を行う、そういう実力組織ではないということだと私は考えさせていただいております。

ちょっと次のページ、では、おめくりいただけますでしょうか。これ、さきの予算委員会で安倍総理に出させていただいた、小野寺大臣もいらっしゃいましたけれども、資料でございますけれども、自衛隊、二十五万人の今自衛隊員でございますけれども、一人残らず全員、この服務の宣誓というものをさせていただいているところでございます。自衛隊法五十三条に基づいて、署名捺印を行って、法的な義務を背負っていただいております。下の行ですけれども、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」。つまり、いざ有事の際には、命の危険を顧みず、身をもって、命を懸けて、命懸けで戦い抜く、こうした誓いをさせていただいているところでございます。次のページにかつての保安隊やあるいは今の消防隊、警察官の宣誓がありますけれども、誰一人こんな、身をもって責務の完遂に務めるといような宣誓をしている国家公務員は日本にはおりません。まさに命懸けで戦う、そうした責務が自衛隊が背負っているものでございます。

小野寺大臣に伺います。こういう命懸けの戦闘を行う自衛隊員を、よろしいでしょうか、国民投票を行わずに、国民投票を行わずに内閣の解釈改憲だけで集団的自衛権の下で戦死させてよろしいのでしょうか。命懸けの戦闘を強いてよろしいのでしょうか。閣議決定の署名にサインされる立場である小野寺大臣としてお答えください。

○国務大臣（小野寺五典君） 集団的自衛権の今議論が少しございましたが、安保法制懇の報告書が提出された後に政府としての対応を検討していくということであります。一般論として言えば、自衛隊員は常に服務の宣誓を行った上で職務を遂行することになります。

いずれにしても、自衛隊員が日本国憲法及び法令に従って職務を遂行することは当然であり、服務の宣誓の中においても日本国憲法及び法令を遵守すべきことは明記をしております。

○小西洋之君 ちょっと答弁、真っ正面からいただけませんでした。

それでは、重ねて聞きます。この服務の宣誓、小野寺大臣が採用された二十五年の募集によると一万余り、二十四年だと約五千人前後を採用されているかのように推察もされますけれども、二十五万人全員の方がこの宣誓をされています。しかし、誰一人として、当たり前ですけれども、集団的自衛権の行使の下で命懸けの戦闘をすることを宣誓はしていないわけでございます。なぜなら、憲法違反でございますから。

では、重ねて聞きます。仮に解釈改憲によって集団的自衛権の行使を可能にした場合、この二十五万人の自衛隊員全員から宣誓書を取り直す必要がございますか。この宣誓は法的に有効ですか無効ですか。いかがですか。

○国務大臣（小野寺五典君） 委員も私も同じ認識だと思いますが、私どもとして国家国民、国民の生命、財産を守っていくということが私どもの役割であります。そして、そのためには、私どもとして日本国憲法及び法令を遵守すべきことというのは職務の宣誓に記載をされているということであります。この基本的な考え方というのは、私どもは変わらないと思っております。

○小西洋之君 私が伺ったのは法解釈ですので、それはもう、集団的自衛権の行使を解釈改憲するかしないかは答えられるんですけど、答弁をいただきませんでした。

では、伺います。自衛隊員の皆さんは日本国民です。自衛隊員の皆さんに立憲主義は及ぶでしょうか。

○国務大臣（小野寺五典君） 済みません、質問の趣旨がよく分かりませんので、もう一度質問をお願いいたします。

○小西洋之君 かつての日本軍、赤紙一枚で召集された日本国民の市民あるいは元々のプロの軍人の方々、内閣の決定あるいは法律によって無残な戦争で死んでいきました。いかに日本国民の皆さんを守ってくださる自衛隊員とはいえ、その自衛隊員の皆さんのその命を懸ける、その行為をお願いをするのは、本来、国民による国民投票、つまり国民主権によらなければそうしたことはお願いできないんです。それが立憲主義の考え方なんです。分かりやすく言えば、自衛隊は日本軍と同じなんですかということです。

重ねて聞きます。自衛隊員の皆さんに立憲主義は適用されますか。

○国務大臣（小野寺五典君） 立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となっている考えであり、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されているものと承知をしております。

集団的自衛権の取扱いについては、安保法制懇の報告書が提出された後に政府としての対応を検討していくものと考えておりますが、一般論として申し上げれば、自衛隊に対して任務を付与することとなる場合には、立法院において適正な手続を経て成立した法律に基づき実施されることとなると考えております。このため、こうした法律に基づき自衛隊が任務を遂行することがあったとしても、それが自衛官の人権を侵害するとは考えておりません。

○小西洋之君 私が問うているのは立憲主義ですから、閣議決定や法律ではなお奪うことができない自衛隊員の命というものがあるはずだということを私は伺っているんです。そのことをまさに自衛隊法に基づいて自衛隊員の命を預かる防衛大臣が答えられないというのは、全国二十五万人の自衛隊員にとって、これは率直に申し上げます、非常に残念なことだと思います。

私、小野寺大臣は実は尊敬する政治家でございます。私の地元の習志野第一空挺師団、一月十二日の初降下と一緒に、一緒にというか、私が行かせていただいただけでございますけど、させていただきます。冒頭、初めに隊長と一緒に落下してきた自衛隊員は十八歳でございました。ああいう人たちを、日本の国民や日本の領土を守る戦争ではない集団的自衛権の行使で戦死させていいのか。そのことを国民投票をやらずに、しかも国会で審議すらせずに、閣議決定だけで決めていいのか。それは、先ほど申し上げましたように憲法の前文にも違反しますし、そして何より自衛隊員の命、我が国の憲法の基本にある立憲主義等々を考えたときに絶対に許されない行為です。

そのことを小野寺防衛大臣はどの大臣よりも、当たり前でございますけれども、非常に苦しいお立場だと思いますけれども、小野寺大臣は閣議決定の署名に拒否をする。むしろその前に、こうしたばかげた空前絶後のナチスの手口の手段というものを体を張って止める、そのために戦っていただきたいというふうに思うところでございます。

資料五、六に、安倍総理がこの服務の宣誓、安倍総理、実は服務の宣誓、これが大好きでございまして、いろんなところで言っております。もう国防軍をつくりたい、あるいは自衛隊の観閲式でも、この服務の宣誓を取り上げた後に、集団的自衛権の行使をやるんだと言っております。

端的に言います。安倍総理は、自衛隊員の皆さんを、人間ではなくて、また大切な家族がある我々と同じ市民ではなくて、戦う道具として見ているんですよ。戦う道具として見ていないんだったら、自衛隊員の皆さんにそうした今禁止されている新しい戦争の下で命懸けの戦争をお願いできるのは、我々国民が同じ仲間の市民である自衛隊員に国民投票によってお願いする、その手続以外にそんなことは許されないんですよ。そんなことすら感覚的に分かっていないのが安倍総理であるというふうに厳しく指弾をさせていただきます。

じゃ、残りの時間、小野寺大臣、資料七、次の質問を伺わせていただきます。

これも三月十二日、安倍総理に予算委員会で示させていただいた資料でございますけれども、実は我が参議院には、集団的自衛権の行使を、これを許さないという本会議決議がございます。一九五四年、自衛隊法を作ったときに全会一致で定められた決議でございます。

この決議の意味でございますけれども、平成十七年、下でございますけれども、イラク特措法の審議のときに当時の安倍晋三官房長官が、自衛隊を海外に派遣して武力行使を行う、すなわち集団的自衛権の行使を禁じたものだというふうに答弁をしているところでございます。

また、次のページをおめくりいただけますでしょうか。この一九五四年、昭和二十九年に全会一致で採択されたときのその提案者の趣旨説明でございますけれども、二重線の一番下の方を御覧いただけますでしょうか。「条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。」というふうに述べているところでございます。つまり、憲法九条の拡大解釈、集団的自衛権による拡大解釈を許さないという国権の最

高機関の決議でございます。

そして、次の資料九でございますけれども、これ実は一九五四年に一度やられただけではございませんで、御覧いただけますでしょうか、平成二十一年から、これは重立ったものを拾っただけです、これ検索を掛けると三十、四十、五十、平気で出てきます。重立ったものを拾っただけでございますけれども、先ほど両大臣がお認めいただいたように、非核三原則の国会決議を守って内閣は非核三原則を遵守する、それと同じことを繰り返し繰り返し、自衛隊法の新しい法案審議の際などに政府は答弁をしているところでございます。

つまり、内閣と国会の間において積み上げられてきた確立した法規範にも値する本会議決議でございます。この本会議決議があるのに、国会で閣議決定の変更案、また集団的自衛権行使の政策的な必要性などを示さずに、つまり、審議を一切行わずに、集中的な特別委員会を設けた何百時間にも及ぶ審議を行わずに、閣議決定だけで集団的自衛権の行使はしてよろしいのでしょうか。

小野寺大臣、いかがでしょうか。参議院を否定されるということでしょうか。閣議決定のみで行うということは否定されることだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（小野寺五典君） まず、委員には、習志野駐屯地を始め、様々、直接部隊視察をしていただきまして隊員に激励をいただき、感謝を申し上げます。

今お話ありました参議院での決議であります。累次にわたる決議については承知をしております。議会の決議でありますので、政府としての対応については、解釈その他についての発言は差し控えさせていただきたいと思いますが、私どもとしましては、この決議の趣旨について考えさせていただければ、今自衛隊は国会で立法いただきました法律に基づき、海外においてPKO、国際的なテロ対策、イラク人道復興支援など参加して国際社会の平和と安定のために大きく貢献する、そのような時代になっているということをお慮する必要はあると思います。

いずれにしても、現在、委員が御指摘のような内容については安保法制懇の中で今議論されており、その報告書が出た後に政府としての対応を検討していく今状況にあると承知をしております。

○小西洋之君 この本会議決議をもし違反して閣議決定だけで解釈改憲を強行したら、それは、安倍内閣は参議院を否定する、今日ここにいる全参議院議員を否定する、そしてその背後にいる国民を否定する。そして、この本会議決議は、先ほど申し上げましたように、小野寺大臣にとっては自衛隊員を守る、そうした決議でもあるということをお是非御認識いただきたいと思います。

ちょっと時間が押してしまいましたので、ちょっと検査要請をさせていただきますけれども、委員長、今申し上げましたように、今、安倍内閣においては、防衛省、外務省、また国家安全保障局を中心に憲法の合規性に反する、会計検査院法の合規性に反する解釈改憲という動きを進めております。これに伴うその職務、またそれに伴う国庫の支出について検査要請をお願いいたします。